

佐 渡 市 景 観 計 画

平成 2 2 年 1 月

平成 2 3 年 1 1 月（改定）

平成 2 7 年 4 月（改定）

平成 2 8 年 8 月（改定）

佐 渡 市

目 次

【佐渡市の景観における現況と将来像】

第1章 景観計画策定の背景・目的と位置づけ	1
1) 景観計画策定の背景と目的	
2) 景観計画の位置づけ	
第2章 佐渡市の景観をとりまく現況	3
1) 佐渡市の景観を形成している自然的・社会的特性	
2) 佐渡市の景観特性	
3) 佐渡市の景観的な課題	
第3章 佐渡市が目指す景観の将来像	23
1) 将来像の設定	
2) 景観の将来像を実現するための基本理念（考え方）	

【景観計画区域の設定と景観づくりの方針】

第4章 佐渡市全島の良い景観づくりのための方針（法第8条第2項2号）	27
------------------------------------	----

【取組項目①：良好な景観づくりの実現手法】

第5章 良好な景観づくりの役割と取組み	31
1) 景観づくりの担い手と役割	
2) 良好な景観づくりの取組み	
3) 計画の進行管理	

【取組項目②：景観資産等の質的向上】

第6章 景観計画区域（法第8条第2項1号）	38
1) 景観計画区域	
2) 景観計画区域の区分	
3) 特別区域として定める区域	
4) 各区域における景観づくりの方針	
第7章 良好な景観づくりのための行為の制限（法第8条第2項3号）	45
1) 届出対象行為	
2) 届出の流れ	
3) 各区域の景観形成基準	
第8章 景観重要建造物の指定方針（法第8条第2項4号イ）	75
1) 景観重要建造物の基本的な考え方	
2) 景観重要建造物の指定方針（積極的に指定を目指すもの）	
3) 景観重要建造物の指定の方法	
4) 景観重要建造物である建築物に対する制限の緩和について	

第 9 章	景観重要樹木の指定方針（法第 8 条第 2 項 4 号ロ）	77
1）	景観重要樹木の基本的な考え方	
2）	景観重要樹木の指定方針	
3）	景観重要樹木の指定の方法	
第 1 0 章	屋外広告物の表示及び設置に関する行為制限	79
	（法第 8 条第 2 項第 5 号イ）	
1）	屋外広告物の表示及び設置に関する基本的事項	
2）	屋外広告物の表示及び設置に関する行為の制限	
第 1 1 章	景観重要公共施設の整備に関する事項及び占用等の基準	80
	（法第 8 条第 2 項第 5 号ロ、ハ）	
1）	景観重要公共施設の整備に関する基本的事項	
2）	景観重要公共施設として位置づける公共施設	
第 1 2 章	景観農業振興地域整備計画区域の策定に関する事項	82
	（法第 8 条第 2 項第 5 号ニ）	
1）	基本事項	
2）	景観と調和のとれた良好な営農条件を確保するために定める事項	

第1章 景観計画策定の背景・目的と位置づけ

1) 景観計画策定の背景と目的

平成16年に島内の10市町村が合併し、島全体が一つにまとまってスタートした佐渡市では、神社・仏閣や能舞台などに代表される歴史・文化的資産が非常に豊富であることに加え、金銀山の世界遺産登録に向けた取り組みやトキの野生復帰など、全国的にも注目されるプロジェクトが進められています。

その一方で、佐渡の風情になじみにくい色彩や規模の屋外広告物・建物などが建ち並び、あるいは堆積された資材や土石等が沿道の景観を阻害するなど、来訪者はもとより生活者にとっても好ましくない景観が見受けられています。

また、人々の生活スタイルの変化や環境の変化などに伴い、心を癒す美しい自然や里山の風情も年々色あせてみえます。

佐渡の美しい景観は、これまでの永い時間の積み重ねの中で先人達が築き、守り、残してくれた貴重な資産です。私達にはこれを守り、育み、さらに磨きをかけて次の世代に引き継いでいく責任があると思われます。

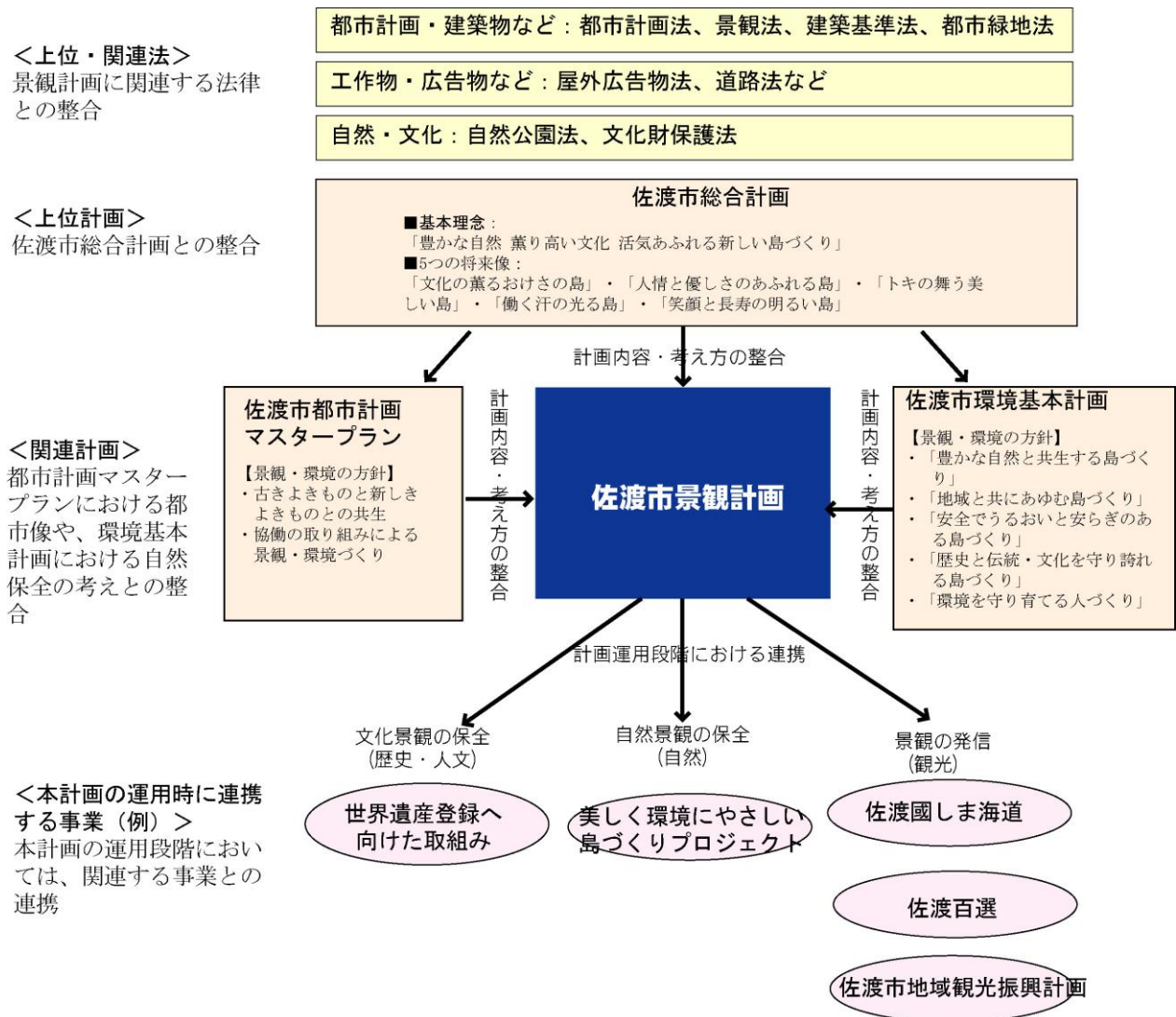
また、このような美しい景観を継承していくことによって、佐渡市民が自分の住む場所に誇りをもち、ひいては島外からの来訪者にも魅力を感じてもらえるものと思います。

そのため本市では、佐渡の魅力をより高め、市民が誇りをもてる景観づくりを目指し、自然や歴史・文化をはじめとする様々な資産を守り、育て、伝えて行くために景観計画^{※)}を策定します。

※) 景観計画とは、平成16年に施行された「景観法」に基づき、市町村内の良好な景観づくりのための方針や、良い景観を守り、つくるための施策を定めるものです。

2) 景観計画の位置づけ

景観計画は以下のような法令・計画・事業と連携・調整を図ることが必要となります。本計画の改訂においても、これらとの整合を図ります。



第2章 佐渡市の景観をとりまく現況

1) 佐渡市の景観を形成している自然的・社会的特性

(1) 自然的特性

①地形

<大佐渡>

- ・外海府側は激しい波による海食台地や海食崖がみられます。また、海食の影響で、尖閣湾のような独特な地形がつくられ、名勝地にも指定されています。
- ・内海府側は波の影響が少ないため、海食による台地などは少なく、山地が海岸に迫った景観となっています。一部で、沖積による段丘が形成され、田として利用されています。
- ・大佐渡山脈は、金北山・妙見山・ドンデン山・金剛山など 1000m前後の山がみられます。

<国中平野>

- ・東部は洪積台地となっており、両津周辺と分断されています。
- ・西部は八幡砂丘となっています。
- ・平野内には、島面積の2割を占める流域面積の国府川が流れ、真野湾に注いでいます。

<小佐渡>

- ・前浜は、内海府と同様に山地が海岸部へ迫った景観となっています。
- ・小木半島は海食による台地がみられ、海岸部には枕状溶岩がみられます。
- ・小佐渡山脈は大佐渡山脈に比べて山並みは低く、大地山が最高で 645m となっています。



②植生

佐渡は地形が変化に富むほか、季節風や海流などの影響を受けて、暖地系・寒地系など豊富な植物がそれぞれの立地条件に応じて多様に生育しています。また、竹林が広く分布しています。

<大佐渡>

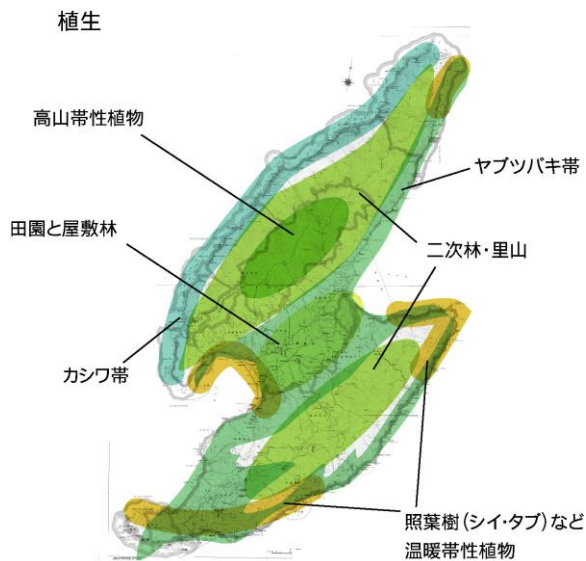
- ・外海府側の海岸部は季節風などの影響が強く、風衝樹形となった植生が多くみられます。
- ・内海府側は季節風の影響が少ないため、安定した植生となっています。
- ・大佐渡山脈は標高が 1000m を越える山もあり、一部で高山性植物がみられるほか、貴重な自然林が残されており、新潟大学の演習林その他にスギなどの巨木がみられます。
- ・山麓～山腹には、里山の二次林として利用されてきた薪炭林が分布しています。

<国中平野>

- ・ほとんどが農地となっており、自然植生はみられません。集落の縁部に屋敷林がみられるほか、一部にヤブツバキの群落などがみられます。

<小佐渡>

- ・真野湾以南から小木半島へかけては、外海府側と同様の植生がみられます。
- ・冬季の季節風から護られる位置では、気候的に暖かいため、シイ・カシに代表される照葉樹林がみられます。
- ・その他、薪炭林として利用されてきた二次林が多くみられます。



(2) 社会的特性

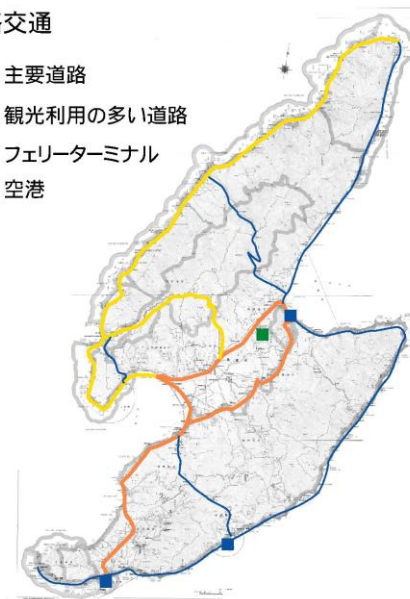
①交通

<主要道路とその沿線の環境>

- ・佐渡市内では国道 350 号と南線が主要幹線道路となっています。このうち、国道 350 号は交通量が多く、渋滞がみられます。
- ・外海府側の一周線や大佐渡スカイラインは、観光客が多く利用する道路となっており、良好な眺望ポイントとしても知られています。

道路交通

- 主要道路
- 観光利用の多い道路
- フェリーターミナル
- 空港



<フェリーターミナル>

- ・佐渡市の玄関口となるフェリーターミナルは現在、両津・赤泊・小木の3箇所あり、両津港からの来島者が最も多い状況です。
- ・各ターミナルは旅客・運輸上の機能を優先させた配置となっています。特に両津港は駐車場・貨物や航送車両のためのヤードなどが設けられており、旧市街地との関係が希薄です。

<空 港>

- ・空の玄関口として佐渡空港があります。佐渡空港は、加茂湖畔に位置しており、加茂湖畔から飛行機の離着陸が遠望できます。

②商業・観光

<商業エリア>

- ・佐渡市内の商業エリアとして、大きな商店街が、相川・両津夷・佐和田・真野・小木などにみられます。
- ・国道350号沿線の金井から佐和田にかけては、近年、大規模商業施設の建ち並ぶ郊外型商業地域となっています。沿道には、広告物・看板が立ち並び、建物外壁を含め、派手な色彩が散見されます。
- ・国道沿線などでの広告物・看板が目立ちます。

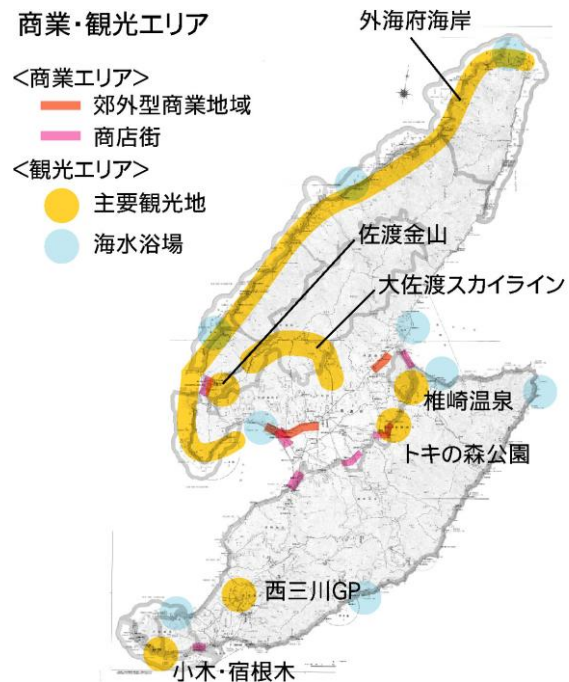
<観光エリア>

- ・「新潟県観光動態の概要」に挙げられたもののうち、入込み10万人以上のエリアを抽出すると、外海府・七浦・大佐渡スカイライン・相川金山・西三川ゴールドパーク・トキの森公園・小木・宿根木・椎崎温泉・海水浴場などが観光エリアとして挙げられます。

③産業・生産

<農 業>

- ・農地面積は、水田：畑：果樹園の割合で見ると87%：10%：3%と圧倒的に水田が多い状況です。
- ・水田のほとんどは国中平野にみられます。この他、沖積台地や海食台地などにも水田がみられ、果樹園は、主に小佐渡地域に多くみられます。



<漁業>

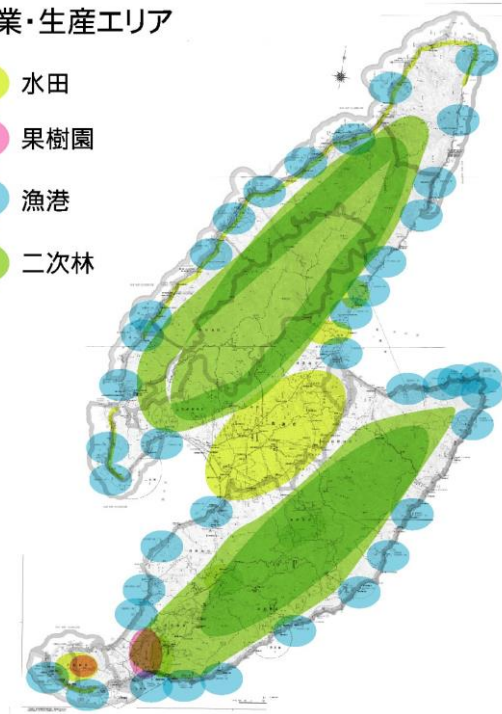
- ・佐渡市には、漁港漁場整備法で定められた漁港が 34 ヲ所ありますが、この他にも、集落単位での漁港を有し、舟つき小屋などの景観も多くみられます。

<林業>

- ・佐渡市内の山林は、ほとんどが二次林で構成され、特に、小佐渡山脈は自然植生がなく、全体が二次林となっています。
- ・佐渡市では竹林も多く、かつては竹細工も盛んに行われるなど、竹の利用が多くありましたが、現在は利用が減り竹林の荒廃が進んでいます。

産業・生産エリア

- 水田
- 果樹園
- 漁港
- 二次林



④歴史

<鉱山遺跡>

- ・現在、世界遺産の資産候補として挙げられているのは、相川金銀山・鶴子銀山・新穂銀山・西三川砂金山と、相川市街地・笹川集落・積出港の小木・相川往還などです。

<神社・仏閣>

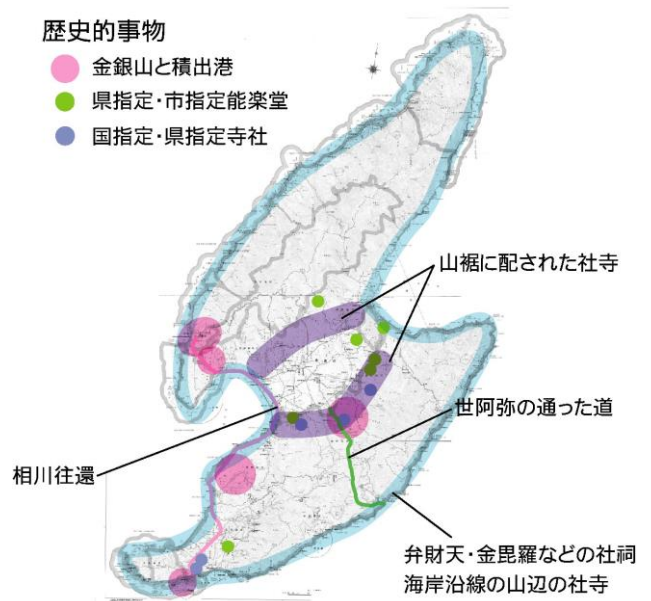
- ・国中平野には山裾エリアに社寺が多く、特に国中北部に山岳信仰などの神社、国中南部に古い佇まいの寺院が多くみられます。これらの多くは、周囲からみえない配置となっており、独特の空間演出が窺えます。
- ・海岸沿線にも社寺は多く、また、岬などに弁財天や金毘羅を祭る社もみられます。北小浦の熊野神社社叢などは、山あてにも使われていた重要なランドマークです。

<能舞台>

- ・佐渡市には、能舞台が 33 棟残されており、現在でもその多くの能舞台で能が舞われています。

歴史的物事

- 金銀山と積出港
- 県指定・市指定能楽堂
- 国指定・県指定社寺

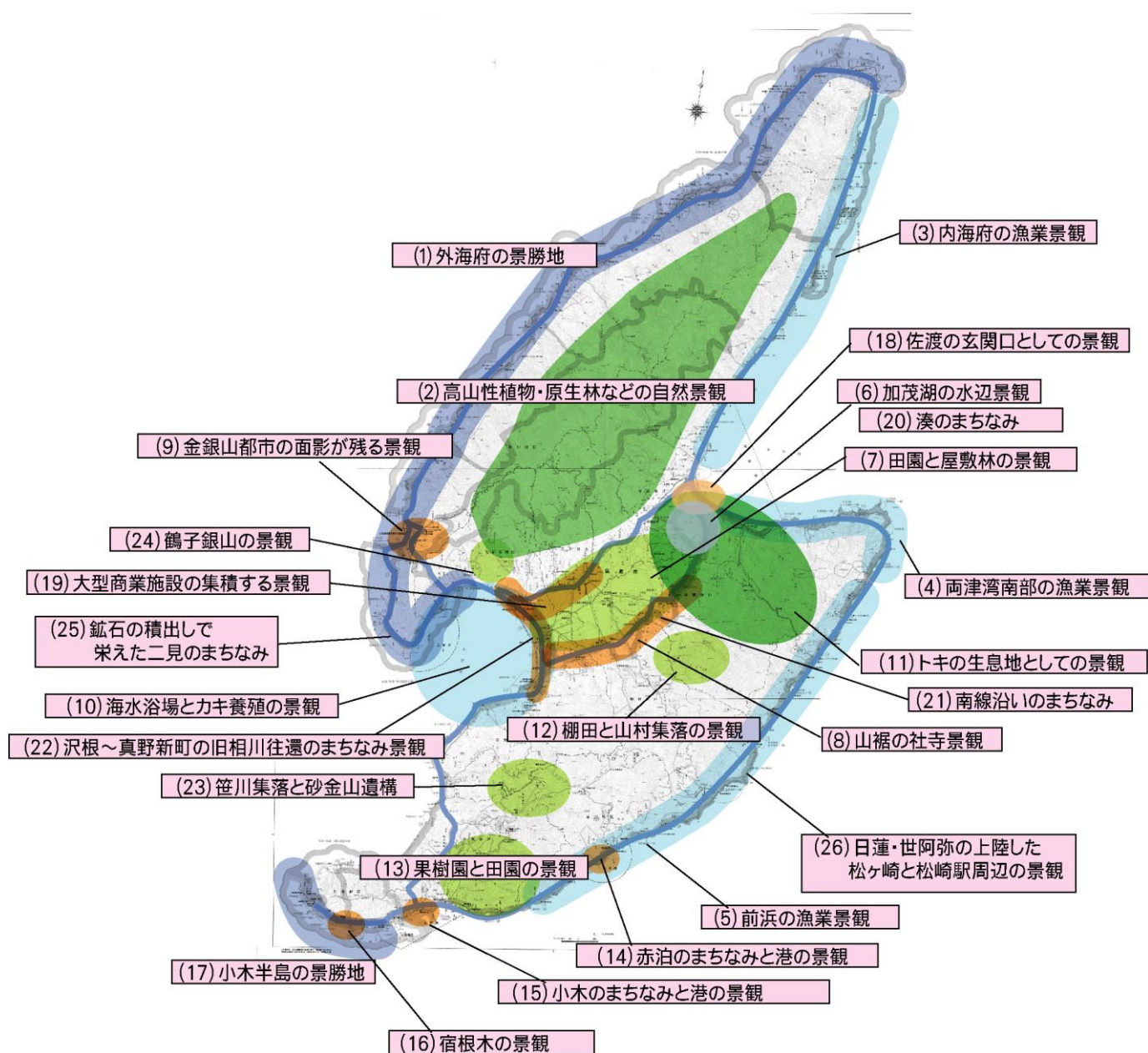


2) 佐渡市の景観特性

前述の佐渡市の現況などから景観特性を整理すると、以下のようになります。

下図に示した 26 パターンの景観特性について、次項以降に概要を整理します。

佐渡市の景観特性

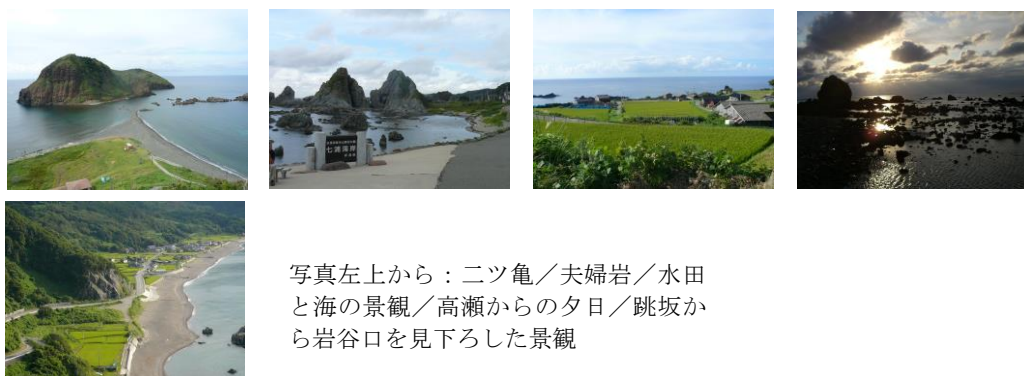


(1) 外海府の景勝地

尖閣湾や夫婦岩など、海食による独特の荒々しい海岸美や、大野亀にみられるトビシマカンゾウの大群落など、佐渡を代表する景勝地の多い観光エリアです。国立公園に定められた区域が多いため、比較的、屋外広告物などの景観阻害要素は少ない。荒廃した観光施設などがみられます。

【特徴的な景観】

- ・ 尖閣湾・夫婦岩・枕状溶岩・大野亀・二ツ亀などの特徴的な海岸景観
- ・ 海食台地の水田と海岸の眺望（高千など）
- ・ 佐渡一周線から崖下の集落を見下ろす俯瞰景（岩谷口など）
- ・ 春日崎からの夕日の落ちる景観



写真左上から：二ツ亀／夫婦岩／水田と海の景観／高瀬からの夕日／跳坂から岩谷口を見下ろした景観

(2) 大佐渡山脈の高山性植物・原生林などの自然景観

佐渡のランドマークである金北山やドンデン山をはじめ、1000m級の山が連なり、高山性植物や自然林がみられる貴重な地区です。

【特徴的な景観】

- ・ 金北山の俯瞰眺望
- ・ 金北山・ドンデン山からの国中平野の眺望
- ・ 自然の生命の力強さを感じさせる巨大な天然杉原生林の景観



写真左から：
金北山からの眺望
／金北山下のミズ
バショウ／新潟大
学演習林の大杉

(3) 内海府の漁業景観

山裾が海岸線まで迫っており、その間の狭い敷地に漁村集落と佐渡一周線が配されています。また、海岸線に沿って、舟小屋などがみられ、漁業の際の目印となっていた林などが今に残っています。近年は、北小浦などダイビングスポットとして人が訪れ、海中の景も注目を集めています。

【特徴的な景観】

- ・ 舟小屋の建ち並ぶ漁村の景観
- ・ 熊野神社社叢など山あてに用いられる杜の景観
- ・ ダイビングの海中の景



写真左から：
山が海岸線まで迫る景
観／熊野神社社叢

(4) 両津湾南部の漁業景観

原黒から風島弁天付近までの小佐渡の海岸地区は、佐渡一周線の整備に伴う護岸整備により、砂浜や岩礁の景観が失われつつありますが、津神島神社や赤亀岩、風島弁天など、伝説やいわれの残る岬・岩礁がみられ、佐渡一周線を走る際のランドマークとなっています。

【特徴的な景観】

- ・ 津神島神社・姫崎（姫崎灯台）・赤亀岩・風島弁天など岬・岩礁を神や動物などに見立てた景観
- ・ 大川漁港・水津漁港など漁港の景観
- ・ 赤亀・風島なぎさ公園海水浴場の夏のレジャー景観



写真左から：
津神島神社／赤亀岩／大川港／宇賀神社から羽二生方面の眺望

(5) 前浜の漁業景観

漁港が点在し、港湾や灯台の景観がみられます。佐渡一周線沿いには竹林がみられ、対馬海流の影響から常緑広葉樹などの植生がみられます。

一周線の背後の丘陵には、本土や朝日を眺望できるポイントがみられます。

【特徴的な景観】

- ・ 軒先に吊された干し柿など、季節の風情を感じる景観
- ・ 三瀬・中平などからの本土や朝日の眺望



写真左から：
軒先に干し柿が吊
された民家／三瀬
からの本土の眺望

(6) 加茂湖の水辺景観

県内最大の湖（周囲 17 k m、面積 4.9 k m²）である加茂湖周辺には、ホテル群、舟小屋の面影を残すまちなみ、カキ棚やカキ小屋などの養殖の景観、佐渡空港、神社・仏閣、小佐渡の里山など、多様な資産が配されています。

また、古くから歌などにも詠まれ、加茂湖八景も定められています。

【特徴的な景観】

- ・ 主屋・舟小屋が一体となった港町の面影がある両津湊のまちなみ景観
- ・ カキ棚・カキ小屋などのカキ養殖の景観
- ・ 原黒の諏訪神社などからの加茂湖と金北山の眺望



写真左から：
カキ小屋とカキ棚／朝
焼けの加茂湖

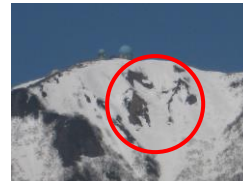
(7) 国中平野の田園と屋敷林の景観

佐渡市の代表的な景観の一つで、佐渡市内で最も広大な景域を持っています。大佐渡山脈や小佐渡山脈などの遠景や、屋敷林・集落林の点在する田園風景が特徴です。

また、佐渡を訪れた歌人たちが詠んだように、季節や時間によってその表情が変化する地区です。その一方で、プラントやカントリーエレベーター、廃棄物の放置などにより、上記の景観が損なわれている箇所もあります。この地区の中央には、市内最大の流域面積をもつ国府川が流れていますが、景観的魅力に欠けています。

【特徴的な景観】

- ・ 田園とそこに点在する屋敷林・集落林・社寺林の景観
- ・ 南側の丘陵から望む広大な国中平野の眺望
- ・ 春の青田、秋の黄金色の稲穂など季節により変化する国中の田園と金北山の景観
- ・ 春の訪れを知らせる金北山の「種蒔き猿」の眺望



写真左から：

屋敷林／真野竹田付近からの国中平野の眺望／国中平野からの金北山／金北山の「種蒔き猿」

(8) 新穂から真野の山裾の社寺景観

国中平野の南部に位置し、国中平野と大佐渡山脈を一望できる位置にあります。また、清水寺・長谷寺・妙宣寺・国分寺・日枝神社など、歴史ある社寺も多くみられます。近世以前の歴史・文化を今に残す貴重な遺構が多く、歴史的に重要な地区です。

【特徴的な景観】

- ・ 清水寺・根本寺・長谷寺・妙宣寺・国分寺など近世以前の面影を感じさせる寺院の景観
- ・ 熊野神社・加茂神社・大膳神社・金井能楽堂などにある能舞台と演能
- ・ 佐渡飛鳥と称された国中平野の眺望（真野竹田からの眺望）



写真左から：

清水寺／国分寺瑠璃堂
／大膳神社能舞台

(9) 相川の金銀山都市の面影が残る景観

相川金銀山とその発展に伴って形成された相川市街地には浮遊選鉱場跡などが残り、大工町や京町などかつての町割の名残がみられ、街なかには鐘楼などもみられます。金銀山の島佐渡として歴史的・文化的に重要な遺産が集積しています。

【特徴的な景観】

- ・ 道遊の割戸など近世から残る産業景観
- ・ 北沢地区の発電所・選鉱場など近代化遺産の景観
- ・ 大間港と付随する煉瓦倉庫・クレーン台座など、金銀の積出し港としての面影のある景観
- ・ 江戸期の町立てを受け継ぐ大工町・京町などのまちなみ景観
- ・ 時鐘楼など坂の上から町を見下ろす景観
- ・ 坂と石段の景観



写真左から：
道遊の割戸／
大間港／京町
のまちなみ／
小路と石段

(10) 真野湾の海水浴場とカキ養殖の景観

真野湾では、カキの養殖を行っており、湾内に広がる砂浜は、夏期には海水浴場として多くの観光客が訪れます。また、夕日を眺めるスポットとしても親しまれています。かつては、沢根・河原田・八幡・一宮などで真野湾の八景が定められ、人々にその風景が親しまれていたようです。

【特徴的な景観】

- ・ 佐和田海水浴場・雪の高浜・新町海水浴場・越の長浜など砂浜の景観
- ・ 養殖棚などカキの養殖場としての景観
- ・ 順徳上皇が都への思いを詠んだと言われる恋ヶ浦の景観
- ・ 真野・西三川からの海岸美と夕日の景観
- ・ 八景として親しまれていた真野湾の多様な景観



写真：
河原田海水浴場

(1 1) 小佐渡東部のトキの生息地としての景観

小佐渡東部と加茂湖周辺の水田地帯は、かつてのトキ生息地であり、現在、人とトキが共生できる自然環境の再生を進めています。その一部は、特別保護地区として、樹木の伐採や工作物の設置を禁じていますが、一般地区では鳥獣の捕獲に対する規制しかないため、景観的な観点からも、トキが舞い、トキが棲めるようなかつての里地・里山の風景を再生・維持していくことが求められる地域です。

【特徴的な景観】

- ・ 山裾に広がる棚田の景観
- ・ トキの営巣地となるアカマツ・落葉広葉樹の景観



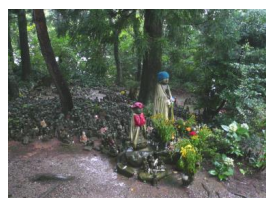
写真左から：
谷平の休耕地と
山々／加茂湖南
部

(1 2) 小佐渡の棚田と山村集落の景観

南佐渡の中央に位置する 500m～600m級の山々とその中にある山村の地区です。大佐渡山脈と比べ、標高が低いことから、人の手が加わっている地域が多く、その景観も棚田や二次林、竹林、牧場などがみられます。また、国中平野や本土、朝日などを眺める眺望点を多く有しています。

【特徴的な景観】

- ・ 猿八・小倉などの山村と棚田の風景
- ・ 経塚山・女神山などから朝日や本土を眺める景観



写真左から：
小倉の棚田／静
平の棚田／梨の
木地蔵

(13) 羽茂平野の果樹園と田園の景観

羽茂平野を中心として、佐渡市内でも果樹栽培の盛んなところであり、おけさ柿をはじめ、りんごなどの果樹園の景観がみられます。

【特徴的な景観】

- ・ 秋に実るおけさ柿の果樹園景観
- ・ つぶろさしの行われる草刈神社など伝統風習を伝える景観
- ・ 田園の広がる平野の景観



写真左から：
羽茂の柿畑／つぶろさし／羽茂平野の田園
風景

(14) 赤泊のまちなみと港の景観

赤泊は、かつて寺泊や出雲崎から渡る船の寄港地であり、そのまちなみは、現在もかつての町割が維持されており、望楼を有する建物など往時の姿を残す景観もみられます。

【特徴的な景観】

- ・ 望楼のある赤泊のまちなみ景観
- ・ 玄関口としての赤泊港の景観



写真：
赤泊のまちなみ

(15) 小木のまちなみと港の景観

小木は、北前船の寄港地であり、金銀の積出しなどで栄えた港です。町家が多く残っており、往時の面影を今に伝えています。

また、小木は、アースセレブレーションのメイン会場となる城山があり、近年、外国人客が増加している地域であるため、「佐渡の景観」を発信する上で重要な地区といえます。

【特徴的な景観】

- ・ 古い町割・町家の残る小木のまちなみ景観
- ・ 玄関口としての小木港の景観
- ・ 城山公園から小木の町を見下ろす眺望
- ・ 城山公園などで行われるアースセレブレーションの風景



写真左から：
小木のまちなみ／
城山からみた家な
み／アースセレブ
レーション（木崎
神社）

(16) 宿根木の景観

宿根木は重要伝統的建造物群保存地区となっています。港町の名残として、宿根木には船つなぎ石なども残されています。

古いまちなみ景観を活かした観光地として多くの観光客が訪れ、小木と同様に外国人客も多く訪れます。

【特徴的な景観】

- ・ 統一感ある素材・色の家屋が建ち並ぶ宿根木の集落景観
- ・ 船つなぎ石など北前船の寄港地としての面影を残す景観
- ・ 佐渡一周線（バス停付近）から見下ろす宿根木の家並み景観



写真左から：
宿根木の集落／船つなぎ石／宿根木の家並み

(17) 小木半島の景勝地

先端部は海食台地となっており、その上には集落と田園がみられます。台地縁部から海岸にかけて崖となっており、急な高低差があり、崖下の入江には小さな集落と漁港がみられます。

海岸部は、枕状溶岩や矢島経島などの名勝指定地があり、たらい舟体験などの観光名所でもあり、琴浦などにはダイビングスポットとしても人が訪れます。

【特徴的な景観】

- ・ 長者ヶ橋から見下ろす深浦の入江の集落景観
- ・ 枕状溶岩の特徴的な海岸の景観
- ・ ダイビングの海中の景
- ・ 矢島経島など特徴的な岩礁の景観



写真左から：
枕状溶岩／矢島経島／長者ヶ橋と
深浦の入江

(18) 佐渡の玄関口としての両津港の景観

佐渡市の玄関口として最も利用頻度の高い両津港周辺には、湊・夷のまちなみやその背後に県内最大の湖である加茂湖がみられますが、一方で、ホテル群や屋外広告物など、玄関口の景観としてふさわしくないものもみられます。

【特徴的な景観】

- ・ 佐渡市の玄関口であるが、冷たい印象を与えるターミナルビルや駐車場の景観
- ・ かつての湊のランドマークとして親しまれた村雨の松の景観



写真左から：
佐渡汽船ターミナル／
村雨の松

(19) 国中の国道沿い 大型商業施設の集積する景観

佐渡市内で唯一の郊外型店舗集積地です。国道沿線には、屋外広告物や大型商業施設が立ち並び、目立つ色彩の建物や広告物も多くなっています。国中平野一体の景域に含まれる地区ですが、周辺の水田や背後の山々の緑と調和しにくいいため、景観改善が求められる地区でもあります。

【特徴的な景観】

- ・ 高彩度の屋外広告物・大型商業施設の景観
- ・ 周辺と色彩の調和がなされていない大規模商業施設の景観



写真左から：
色使いの異なる屋外
広告物の林立／田園
風景のなかで目立つ
外装飾／高彩度の色
を用いた建物外装

(20) 湊のまちなみ

夷・湊は、両津湾と加茂湖に挟まれた砂州上に形成された市街地であり、かつては道を挟んで両側に、奥行のある町家が並び、町家の背後には舟小屋があつて、舟を直接、両津湾や加茂湖に出せるようになっていました。そのため、現在でも、道路に面した家並みは平入り（母屋部分）、背後は妻入り（舟小屋部分）という形態がみられます。

【特徴的な景観】

- ・ 正面は平入り、背後は舟小屋をもつ町家の景観



写真左から：
湊のまちなみ／かつて舟
小屋として利用した棟、
ここから海へ直接釣りざ
おを下ろせた/両津港から
みた湊の町家。かつては
舟小屋であつたが、現在
は店が並ぶ。

(2 1) 南線沿いのまちなみ

南線沿いには中世の城跡が点在し、また、新穂銀山の採掘などによって形成・発展していた町がありました。近世前半から市場を形成していた新穂や、中世～近世頃台地に形成された畑野など、沿道立地型のまちなみがみられます。そのまちなみは、国道沿いに比べ落ち着いた景観であるため、島外からの高い評価を得ています。

【特徴的な景観】

- ・ 新穂・畑野などの落ち着いたまちなみ景観
- ・ ランドマークとなるマルモ味噌の蔵跡などの景観



写真左から：
新穂のまちなみ／味噌蔵跡

(2 2) 沢根～真野新町の旧相川往還のまちなみ景観

沢根～真野新町にかけては、かつては「相川往還」と呼ばれ、江戸期には金銀を運ぶ道として利用されていました。往還沿いには、戦国時代に鶴子銀山の積出し港として栄えた沢根、漁業と産鉄の村であった窪田、諏訪明神を基点に形成された河原田諏訪町、かつては城下町で現在は商店街となっている河原田本町、相川往還の宿場町として形成された真野新町など、沿道立地型のまちなみが続き、古い建物も多く残されています。

【特徴的な景観】

- ・ 町家の形態が残る沢根～窪田のまちなみ景観
- ・ アークードが整備されている河原田本町のまちなみ景観
- ・ 古い建物の残る真野新町のまちなみ景観



写真左から：
沢根のまちなみ／河原田本町のまちなみ
／真野新町のまちなみ

(23) 笹川集落と砂金山遺構

笹川集落は、佐渡最古の砂金採取の場であった西三川砂金山の中心であり、江戸期に鉱山夫を集めて形成された集落です。現在も、当時の家屋の配置が残されているといわれています。

周辺には、虎丸山などの砂金山群や、砂礫を洗い流すために開発した水路である「金山江」などがあります。

【特徴的な景観】

- ・ 形成された江戸期から変わらない配置の集落景観
- ・ 「金山江」をはじめとする砂金山遺構の景観
- ・ 江戸期に建築された金子家住宅の景観



写真左から：
笹川集落／西三川砂金山道
跡

(24) 鶴子銀山の景観

戦国期から採掘が行われていた銀山があり、上杉氏の佐渡侵攻の目的の一つであったといわれています。採掘された銀・銅などは沢根の港から運び出されており、鉱山の繁栄とともに沢根の集落も栄えました。

【特徴的な景観】

- ・ 鶴子沢や屏風沢・仕出喜沢などの沢や尾根筋に大規模な露頭掘り跡のある景観

(25) 鉱石の積出しで栄えた二見のまちなみ

二見港は、明治期に鉱山の鉱石・資材の運搬に利用されていました。その頃に成立した二見新地では繁華街が栄え、今も出桁造り（二階が道路に向かってせり出している）の町家が残るまちなみとなっています。

【特徴的な景観】

- ・ 出桁造りのまちなみ景観

(26) 日蓮・世阿弥の上陸した松ヶ崎と松崎駅周辺の景観

松ヶ崎は、本土から距離が近いこともあり、古くから港が開かれていました。日蓮上人や世阿弥などの流人が上陸した地といわれており、現在でも松ヶ崎は佐渡一周線进行の際のランドマークとなっています。

【特徴的な景観】

- ・ 日蓮・世阿弥が上陸した松ヶ崎の岬の景観
- ・ 松崎駅周辺のまちなみ



写真左から：
赤泊方面からみた松ヶ崎／
松前神社／松ヶ崎の家並み

(27) その他

上記以外にも、佐渡にはトキ、能舞台、民俗芸能や伝統行事など、世界に誇れる資産が豊富にあります。

これらの資産を佐渡特有の宝物としてみんなで守り、景観の主役（図）として大切に育てていく必要があります。

しかし、佐渡を訪れる人は、このような資産だけをみているのではなく、佐渡に降り立ってから目的地にたどり着くまでの道中全部を目にするため、景観の主役たちを支え背景となる眺めによっても「佐渡島」のイメージが大きく左右されます。

そのため、魅力ある資産そのものを保全するだけでなく、そこまでの道中や周辺の地区など「地」となる部分も合わせて考えていく必要があります。

3) 佐渡市の景観的な課題

良好な景観づくりを推進するために、改善する必要がある景観、景観資産として活かしていくべき景観を以下に整理します。

(1) 佐渡市の景観を損うもの

- ① 自然景観と調和しない構造物
 - ・ 尖閣湾など、雄大な自然景観の中に立つ大型看板など
 - ・ 法面が目立つ大佐度スカイライン
 - ・ 海岸の防波堤やテトラポット
 - ・ 国中平野のカントリーエレベーター
- ② 野積みされた廃材や残土
 - ・ 平野や山中に野積みされた廃材や残土など
- ③ 管理されない竹林・二次林や放棄耕作地
 - ・ 管理されず荒廃した竹林や二次林など
 - ・ 雑草が繁茂する沿道や放棄耕作地
- ④ 統一感のない看板・建物
 - ・ 国道 350 号沿道の大規模商業施設や看板など
 - ・ 玄関口としての両津港周辺や沿道
- ⑤ 自然やまちなみの景観を損う廃屋や空家
 - ・ 倒壊の恐れのある危険な廃屋
 - ・ まちなみの景観を損う、手入れのされていない空家



田園の中にある資材



沿道の看板に対するルールが必要



荒れた竹林（久知）



佐渡の玄関口としての景観づくりが求められる（両津）

(2) 佐渡市の景観を構成するものとして守り活かすべきもの

① 佐渡のシンボルとなる建築物

- ・ 佐州館や相川税務署などのシンボルとなる建物

② 歴史あるまちなみや神社・仏閣、遺跡

- ・ 大慶寺の長屋門など歴史を刻んだ仏閣
- ・ 能舞台・鉾山遺跡
- ・ 北前船の往来があった小木港、宿根木港のまちなみ
- ・ 相川の西坂・長坂・寺町などの石段や石垣を活かしたまちなみ
- ・ 古民家や能登瓦、白い壁

③ 佐渡特有の巨木、天然林、植生

- ・ 新大演習林内の巨木、天然林
- ・ 高山性植物と暖温帯の特徴的な植生

④ 伝統的な風習・生活

- ・ 能や鬼太鼓などの各地域の伝統芸能
- ・ つぶろさし・盆踊りや精霊塔などの伝統行事
- ・ イカの天日干しや田植えなどの産業景観

⑤ 特徴ある海岸や加茂湖

- ・ 枕状溶岩や矢島経島などの海岸
- ・ 日本海と加茂湖に挟まれた砂州地形
- ・ カキいかだや舟小屋
- ・ 佐渡一周線からの灯台や岬の景観

⑥ 佐渡の美しい眺望を楽しむ場

- ・ 金北山を望む国中平野の山裾
- ・ 日本海の夕日を眺められる真野湾・長手岬
- ・ 農村集落を俯瞰できる外海府の跳坂



佐州館など老朽化した建物の保全・活用



過去から現在に引き継がれているまちなみの保全



大佐渡の山中にある天然杉の保全



鬼太鼓などの伝統芸能の継承



外海府などの特徴的な海岸景観の保全

第3章 佐渡市が目指す景観の将来像

1) 将来像の設定

(1) 上位計画、関連計画などに示された佐渡市の将来像・方向性

2 頁に示した、上位計画、関連計画の将来像・方向性には、豊かな自然と薫り高い文化、古きよきものと新しきよきもの、美しい島といったキーワードがみられます。

これらのキーワードは、佐渡市がもつ自然・歴史・文化などの魅力を示したものだといえます。本計画でも、これらの魅力を守り、活かしていく将来像とします。

■総合計画の基本理念：

「豊かな自然 薫り高い文化 活気あふれる新しい島づくり」

5 つの将来像：

「文化の薫るおけさの島」

「人情と優しさのあふれる島」

「トキの舞う美しい島」

「働く汗の光る島」

「笑顔と長寿の明るい島」

■都市計画マスタープランの景観・環境の方針：

「古きよきものと新しきよきものの共生」

「協働の取組みによる景観・環境づくり」

■環境基本計画の将来像：

「豊かな自然と共生する島づくり」

「地域と共にあゆむ島づくり」

「安全でうるおいと安らぎのある島づくり」

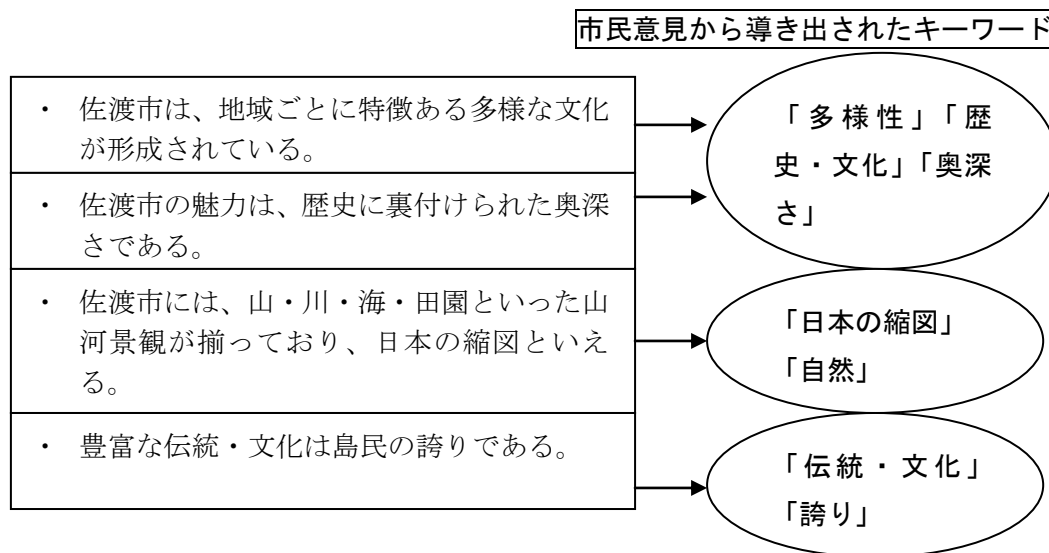
「歴史と伝統・文化を守り誇れる島づくり」

「環境を守り育てる人づくり」

(2) 佐渡の魅力としての「多様性」

佐渡は、地域ごとに特徴ある多様な文化が形成されており、様々な芸能・工芸・建築物などが残っています。また、様々な地形を有しており、山・川・海・田園など様々な景観がみられる他、地域によって植生も異なります。ワークショップやヒアリングからは、「この多様性を大切にしていきたい」という意見が多くみられました。また、その中で「多様性」「物語性」「楽しめる」「日本らしい」「尊敬される・誇れる」といったキーワードも挙げられました。

上位計画、関連計画などに示された佐渡市の将来像や方向性をふまえ、これにキーワードを加え、佐渡市における景観づくりの将来像を以下のように設定します。



将来像：「歴史と文化が織りなす日本のふるさと佐渡」

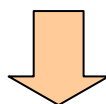
2) 景観の将来像を実現するための基本理念（考え方）

住む人にとって、「その土地の魅力は何か？」という問いは、意外と難しいものです。外の人から言われて初めて気付く魅力も多くあります。また、日頃から季節の移ろいや周りの景色の変化を意識しないと見えてこないものも多くあります。

前述の将来像のように、土地固有の景観を守り伝えるにあたっては、市民一人ひとりが日常の暮らしやさまざまな活動・交流をとおして、島の自然や歴史の価値を見直し、島の大切な景観資産として島ぐるみで守り・育て・伝えていくことが求められます。

そのような思いから、将来像を実現していくための基本理念（考え方）を以下のように定めます。

- **基本理念：** 市民・事業者・行政が来訪者とともに島ぐるみで、身近な暮らしやさまざまな活動の中で、島特有の自然や歴史を守り・愛で・育て・楽しみながら、佐渡島らしい景観を子ども達に伝えていきます。



将来像

「歴史と文化が織りなす
日本のふるさと佐渡」

①市民・事業者・行政が来訪者とともに島ぐるみで；

日々の暮らしの中で景観を意識することの少ない私達と、旅人として島を訪れる来訪者との間で、佐渡島らしい景観の価値を共有し評価しあう場面や仕組みが無いために、各場面での意識のズレ、価値観のズレが生じていることが指摘されています。

そのため、市民や事業者、行政が評価し期待する島らしい景観価値と、島外から来訪する旅人が期待し評価する島らしい景観価値とをつき合わせながら、共に連携・協働で取り組む島らしい景観づくりが必要と思われます。

②身近な暮らしやさまざまな活動の中で；

市民の多くが、身近な暮らしの中での景観価値に対する気付きの場面・情報・教育が不足していることになります。

景観づくりを教育・文化・地域づくりの事業や活動に絡め、組み込み、連携できれば、島らしい景観づくりへつながると考えられます。

③島特有の自然や歴史を；

佐渡の景観は、山河海岸景観と、信仰・芸術・独特の歴史風土の文化的景観、田園景観、都市景観、芸能祭り景観、衣食住文化景観など非常に多様です。この多様な景観を、地域の資産として守り育てていく必要があります。

④守り・愛で楽しみながら育て；

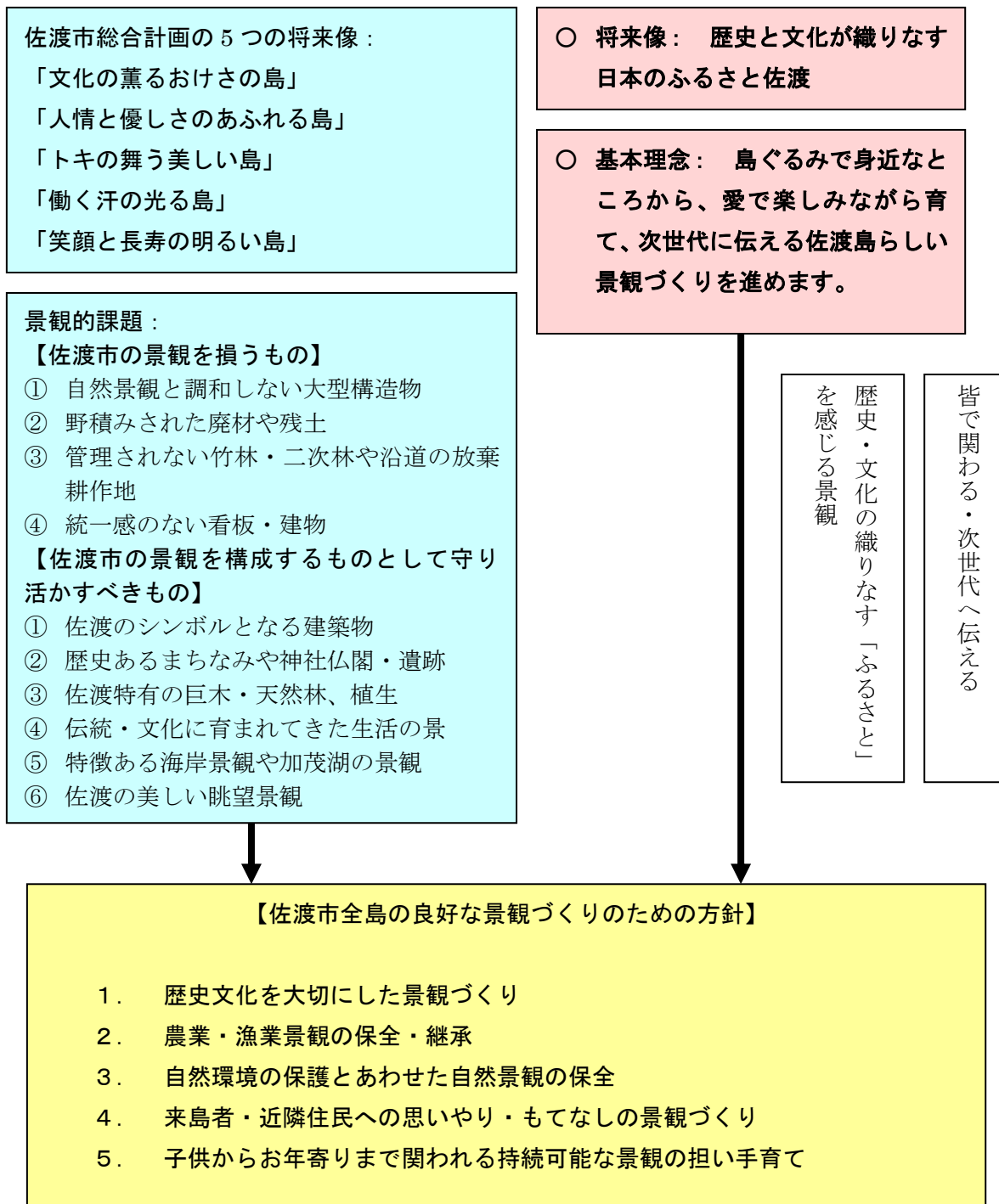
島特有の景観の多様性を意識し守り育てていくためには、みんなでその価値を再認識することが大切です。そのために身近な暮らしや活動、祭り、交流の中で、無意識に浸り楽しんできた景観を意識的にみること、愛で楽しむ心の景観づくりが必要であり、そのための場面づくりが必要となります。

⑤次世代の子ども達に伝える；

佐渡特有の衣・食・住・遊・文化が健在である今のうちに、その記憶を掘り起こしながら、地域の宝物として次の世代の子ども達につないで行く景観づくりが必要です。

第4章 佐渡市全島の良い景観づくりのための方針（法第8条第2項2号）

佐渡市総合計画及び景観の将来像、基本理念をふまえ、更に景観的な課題を整理し、佐渡市全島における良い景観づくりのための方針を定めます。



①歴史文化を大切にした景観づくり

佐渡市には、歴史的な社寺やまちなみなどの建造物や遺構・文化が多く残っています。

これらの歴史的遺産を大切に保全・活用し、継承していく景観づくりを目指します。

【能舞台や社寺など歴史的建造物、まちなみの保全と活用】

- ・ 街中のランドマーク、市民のシンボルとなる建物などの保全。
- ・ 周辺景観（土産物屋など）について、神社や寺院の風格を損わない景観誘導。



大膳神社能舞台

②農業・漁業景観の保全・継承

佐渡の魅力のひとつとして、農業や漁業の営みにより培われた文化的景観が挙げられます。これらの景観は、その生業の担い手が失われるとその景観も失われていく可能性があります。このような島内の文化的景観を保全・継承していくことを目指します。

【田園景観の保全】

- ・ 休耕田の利活用や管理。
- ・ 屋敷林の景観を残すための、新たな活用・管理ガイドライン作成。

【生活の景の保全・継承】

- ・ 精霊塔や吊るされた干し柿、スルメイカの天日干しなど、季節などによって軒先や街角に現れる生活の景の保全・継承。
- ・ 能・鬼太鼓などの伝統芸能や行事の保存・継承。
- ・ トキの餌場づくりや竹灯籠の設置などの活動による景観づくり。

【漁業など水辺の生活の景の保全】

- ・ たらい舟や、舟小屋、カキの養殖場など、佐渡の生業の景観保全。
- ・ 漁業景観を継承する担い手などの仕組みづくり。



牡蠣小屋と牡蠣棚

③自然環境の保護とあわせた自然景観の保全

佐渡市は、トキをはじめとする豊かな動植物の棲める島でもあり、このような動植物やその生態環境としての山林や海岸を守ることは、自然景観の保全にもつながっていきます。本景観計画では、このような自然環境の保護と連携した景観づくりを目指します。



ニツ亀

【山の緑の再生・保全（近、遠景）】

- ・ 遠くからの眺めに配慮した山道整備などの景観誘導。
- ・ 山間の自然景観に配慮した土取り場・資材置き場などの景観誘導。
- ・ 山野草などの、山間部の特徴的な自然景観の保全。

【加茂湖など湖沼の水辺景観の保全】

- ・ 加茂湖とその周辺の遠望景観の保全。
- ・ 乙和池など山中の湖沼とその周辺の自然景観の保全。

【眺望点やアクセス道の整備・発信】

- ・ 眺望点の掘り起こしと発信。
- ・ 夜空・夜景などを大切にするための光害抑制施策。

【水辺景観を阻害しない海岸整備の景観誘導】

- ・ 岬や岩礁、砂浜、夕日・朝日などの景観を阻害しない港湾整備。

④来島者・近隣住民への思いやり・もてなしの景観づくり

眺望を阻害する恐れのあるものを除去したり、庭の手入れをこまめにしたり、沿道のごみ拾いなどは、まさに「思いやり」や「もてなし」の心を表現したものです。

佐渡市総合計画にも挙げられる「人情と優しさのあふれる島」の一環として、本景観計画では「思いやり」や「もてなし」の心で景観づくりを進めることを目指します。

【まちなみの景観誘導】

- ・ 周囲の建物やまちなみに調和した建物の建築。



佐渡汽船ターミナル

【沿道構造物に対する景観誘導】

- ・ 沿道の看板や建造物に対し、佐渡らしさや佐渡の歴史性を損わない景観誘導。

【道路からの眺めの保全・活用】

- ・ 沿道からの眺望を損う恐れのあるものの除去。
- ・ 沿道からの眺望を楽しむ視点場の整備。

【歩いて楽しめる沿道景観づくり】

- ・ 沿道や辻にある、お地蔵様・庚申塔など、歴史を感じさせる景観資産の保全。
- ・ 集落内の道など、歩いて楽しめるルートを設定し、情報発信。

【ゴミ・雑草の除去活動】

- ・ 魅力ある海岸の印象を損う漂着ゴミや、沿道の雑草撤去。
- ・ 沿道への植栽など心地よい沿道景観の創出。

⑤子供からお年寄りまで関われる持続可能な景観の担い手育て

景観を守り次代へつないでいくためには、この担い手を増やしていくことが望めます。幼い頃からの景観教育や、お年寄りでも関われる身近な景観づくりを推進し、だれもが景観づくりに関わりながら、歴史的なまちなみや田園・自然などを守る担い手となれるような仕組みをつくりま

す。



梨の木地蔵

【景観を発見する場・機会の提供】

- ・ 景観ウォッチングの開催
- ・ 景観百選、景観重要建造物、景観重要樹木の募集

【新たな発見を導く情報発信】

- ・ 景観情報誌や広報誌、インターネット、景観資産マップによる情報発信
- ・ 地域の景観学習教材などの作成と発行

【景観の資産価値共有化の場の提供】

- ・ 景観フォーラム、景観セミナー、地域学講座などでの景観教育
- ・ ワークショップ、子ども達への教育活動、緑化活動など実践の場の提供

第5章 良好な景観づくりの役割と取組み

本市の景観づくりは、市民・事業者及び行政・専門家などのそれぞれの担い手が相互に理解を図り、協働により進めていく必要があります。

以下に、計画運用にあたっての担い手となる、市民・事業者・行政・専門家の役割と、良好な景観づくりの取組みを示します。

1) 景観づくりの担い手と役割

(1) 市民の役割

① 景観づくりの主体としての認識

景観づくりを進める上でその主体となるのは、土地をよく知り、そこに暮らす人々です。普段から景観に対する意識を持ち、自らが景観づくりの担い手であることを認識し、良好な景観づくりに努める必要があります。

【市民の担う景観づくりの例】

- ・ 生垣や庭の手入れ
- ・ 道路・河川などのゴミ拾い・草刈 など

② 景観施策への参加、提案

景観づくりの主体である市民の役割として、佐渡市の景観施策に対する将来像を理解し、これを実現するために参加・協力する姿勢が求められます。

また、地域のことをよく知る者として、景観施策に対する参加・提案が求められます。

【景観施策への協力の例】

- ・ 施設整備の際の景観配慮に関する協議への参加（景観協議会 本編 33 p）
- ・ 家の新築・改修などの際の景観への配慮（景観形成基準 本編 51～70 p）
- ・ 景観的に重要な建造物・樹木などの推薦・保全（景観重要建造物・景観重要樹木 本編 73 p、75 p）
など

(2) 事業者の役割

① 景観づくりへの影響の認識

建築や土木・観光・商業・農業・漁業など職業のほとんどは、景観と何らかの関わりをもっています。建築・土木・屋外広告物など直接的に景観に関わる事業においては、構造物が景観に及ぼす影響が大きいため、これに配慮した景観づくりに努める必要があります。

【事業者の担う景観づくりの例】

- ・ 景観形成基準に適合した施設の整備 など

② 景観施策の情報提供

住宅などに関しては、建て主と事業者で協働して進めることとなります。そのため、事業者は、景観形成基準などの制度を理解し、建て主へ情報提供する役割を担います。

【景観施策の情報提供の例】

- ・ 届出制度や景観形成基準の理解・協力
- ・ 景観形成基準をふまえた建て主との協議 など

(3) 行政の役割

① 景観づくりの方針作成・施策の実施

市民みんなが同じ方向性で、佐渡の景観をつくっていけるよう、景観づくりの方針を示し、それをふまえた施策を実施していくことが必要です。

② 景観施策に対する市民意見の反映

時代の変化に伴い社会・空間構造などは変わっていくため、その景観施策も変更していくことが必要となります。

その際、地元をよく知る市民の方々の意見を反映した景観施策を作っていくことが必要です。

③ 市民・事業者への普及啓発

市民・事業者に対し、景観施策への理解を求め協力を得るためには、普段からの普及啓発に努める必要があります。

④ 公共施設などによる先導

公共施設などの大規模な建造物は、地域の景観に大きな影響を与えることから、その整備に際しては景観への十分な配慮が求められます。特に、良好な景観を形成する上で重要な公共施設については、景観重要公共施設として定め、先導的な景観づくりの取り組みを進める必要があります。

(4) 専門家の役割

① 景観について専門的な知識や経験をもっている方は、本計画運用に際して、良好な景観づくりの指導的役割を担う必要があります。

② 佐渡に根付いている景観の資産価値や本物の美しさについて、市民にわかりやすく伝える役割を担います。

2) 良好な景観づくりの取組み

(1) 景観づくりへの市民参加を促す取組み

① 市民主体による景観づくり活動への支援

佐渡市は、景観づくりの展開を持続的な取組みとして市民生活の中に定着させ、実効性を高めるため、市民自ら率先して取り組む景観づくり活動への支援を充実するなど、市民の主体的な景観づくりの取組みを醸成していく仕組みを構築していきます。

市民活動や景観づくりにかかわる取組みなど市民・事業者による積極的な取組みに対して、情報提供やPR、専門家の派遣などの協力を行うほか、セミナーの開催、地域のリーダー育成などに対し支援を行います。

- ・ 景観づくりに関する相談窓口の開設。
- ・ 景観づくりへの貢献に対する表彰やPR。
- ・ 景観に寄与する市民活動や整備に対する活動の支援。(専門家の派遣など)
- ・ 市民活動を担う地域リーダーの育成。(景観セミナーの開催、研究会の組織化)

② 市民が景観施策に参加するための体制

○景観協定の推進

景観計画区域においては、自分たちの住む地区の景観形成のルールを、自分たちで決める「景観協定」を定めることができます。このように、地域のことをよく知る地域住民が、主体となったルール形成の支援に努めます。

○「景観推進活動団体」の推進

市民の主体的な景観づくりの取組みが実践できるよう、良好な景観づくりに寄与する活動団体などについては、景観推進団体として認定し、上記に示すような支援を優先的に進めます。

○「景観整備機構」の構築（景観づくりのための組織への展開）

景観保全（景観に関わる建物の維持管理など）に取り組む法人について、「景観整備機構」として指定していきます。また、将来的には、行政と市民をつなぐ役割を担う組織としても位置づけます。

○景観協議会の設立

佐渡市、公共施設管理者、景観整備機構（NPO法人などの市民組織）により、景観重要公共施設の整備に関する事項の検討など、様々な主体者間の意見調整を効果的に行うため、景観協議会を設立します。景観協議会は多方面からの意見を集約し「景観」という視点から協議する場とし、施設整備に関する事項や施設周辺の景観づくりのルールを検討する他、景観に関するイベントの企画・運営など、景観づくりに関する市

民意識の醸成などにも積極的に取り組みます。

○景観づくり団体のネットワーク構築

市民一人ひとりが景観づくりの担い手となり、地域の景観づくりの活動効果が高まるよう、新たな地域の景観づくり活動に支援・協力する体制づくりを進めます。

景観づくりの先進地として、これまでも様々な活動に積極的に取り組んできた地区の活動が、他の地区への「きっかけ」となるよう、活動内容を広く公表し、活動そのものを広く市内外に伝えるためのネットワークづくりを促進します。

(2) 事業者と連携した景観づくりのための取組み

① 事前相談による対応

建築の確認申請などのように、各種手続きの前に景観づくりの創意工夫が導き出せる相談窓口を設け、地域の景観特性に合わせた工夫や配慮についての助言・指導を行います。

② 各種業界との連携

関連する各業界の協力無しでは美しい景観づくりが進みません。そのため、建設業界や広告業界などをはじめとする各業界に対しても、景観に配慮した事業展開を図るよう積極的な働きかけを行います。

また、市外の業界に対しても、佐渡市で取り組む景観計画を周知するためのPR活動を展開していきます。

(3) 景観づくりの施策を円滑に進めるための取組み

① 景観行政団体としての総合的な取組み

本計画に基づく施策の推進に際しては、景観行政団体としての総合的、横断的な連携体制による景観づくりに取り組むため、全庁的に関連する以下に挙げるような施策との総合調整を行います。

○文化財・金銀山など

- ・ 景観重要建造物において、文化財指定制度・登録制度と調整を図り、文化的景観保存計画の検討など、景観法・文化財保護法双方からの保護措置を検討します。
- ・ 良好な景観づくりに重要と考えられる景観要素について、歴史的・文化的視点からの評価について、専門的立場からの意見を得られるような連携体制を整理します。(文化財保護審議会と(仮称)景観審議会との連携など)

○トキや自然環境保護など

- ・ 「佐渡市環境基本計画」に基づき、自然景観の保全に関する相互連携を図ります。

- ・ 景観づくりを身近な「環境教育」として展開します。
- ・ トキの餌場となる棚田の維持など、地域特有の農村景観を維持保全するため、農業振興地域整備計画との整合を図ります。
- ・ 休耕田や耕作放棄地の対策などについて連携を図ります。
- ・ 林業分野における植林や林道整備において調整を図ります。

○公共施設・住宅建築など

- ・ 確認申請時に本計画の届出制度との調整を図るため、県地域振興局・民間の確認検査機関と連絡調整を図ります。
- ・ 景観重要建造物指定による、建築基準法の緩和項目についての条例制定を、県地域振興局・民間の確認検査機関とともに検討します。
- ・ 住宅政策において、景観に配慮した住宅建設を推進します。
- ・ 荒廃した家屋など景観に影響を及ぼすと思われる物件について、所有者への管理要請を行います。

○観光施設・看板など

- ・ 国の「観光立国推進基本計画」をふまえ、良好な景観づくりの視点から観光資源の保護・育成・開発についての連携を図ります。
- ・ 来訪者に魅力的であることはもちろんのこと、「佐渡市観光計画」に基づき市民一人ひとりが、地域の魅力に気づき誇りを持ち、住んでよし・訪れてよしの「観光立市」を目指した相互の連携を図ります。

○学校教育・生涯学習教育など

- ・ 学校教育や生涯学習教育の場において、身のまわりにある暮らしの眺めを見直し、景観としてとらえることを通じて、「ふるさと教育」を展開します。
- ・ 子供の頃から、「美しいもの」「ほんもの」に触れさせ、感性を育てながら自ら評価できるような教育を展開します。

② 国、県などとの協力体制の確立

佐渡市の景観づくりの方針を、国や県に対しても積極的に働きかけ、理解と協力を求め、連携・調整を図ります。

また、景観施策の展開にあたっては、国・県・地方公共団体、その他の関係機関との連絡を密に取りながら、相互に協力できる体制を構築していきます。

③ 景観審議会への諮問

本計画の進行管理や景観施策の推進などに関しては、佐渡市景観審議会を設立し、

報告を行い、意見を求めています。

審議会は市民団体代表・公募市民・有識者・関係機関等で構成し、景観に影響を及ぼすと思われる案件の審議については、色彩・デザインなどの専門家からも意見を聴取します。

また、結果については、随時、市民をはじめとする景観づくりの担い手に公表し、島ぐるみでの協働を図っていきます。

佐渡市景観審議会の主な役割

- 佐渡市の景観政策全体に関する協議
- 景観計画の進行管理
- 景観的に影響を及ぼす恐れのある計画への助言
- 景観に大きな影響を及ぼすと思われる物件の審議
- 景観重要建造物・景観重要樹木の選定・指定検討
- その他必要と思われる事項

3) 計画の進行管理

本市の景観づくり及び景観計画は、随時、担い手それぞれの視点で点検し、必要に応じて見直しを行う必要があります。

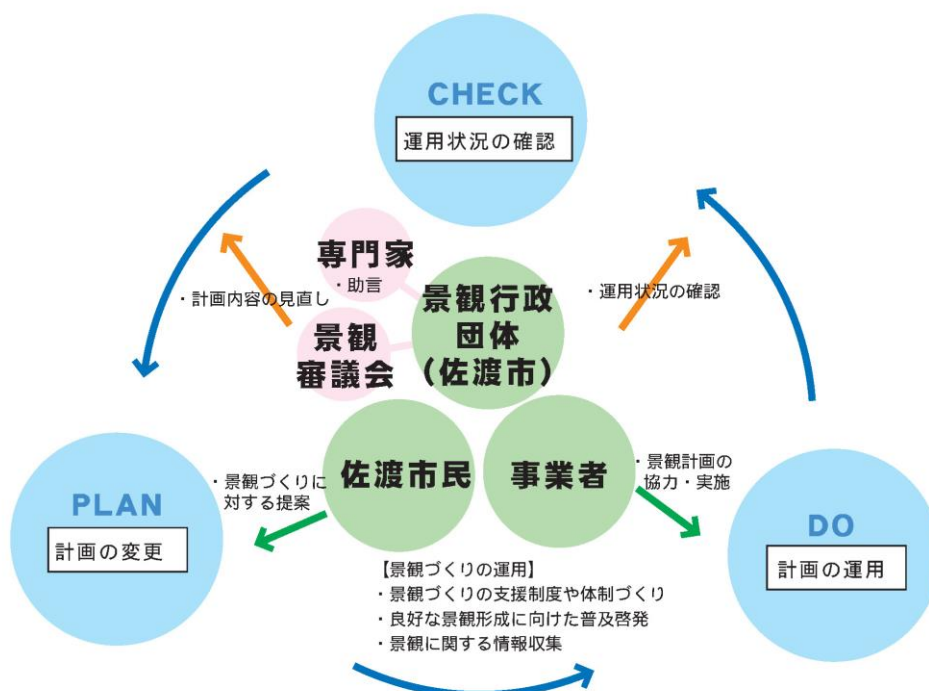
景観計画の進行管理は、佐渡市が主体となり、「計画の運用」→「運用状況の確認」→「計画の変更」という流れで行います。

佐渡市民や事業者からの景観づくりに対する提案や景観審議会からの意見をふまえ、見直しを図ります。

① 計画の点検・見直し

概ね 5 年ごとに、景観づくりに対する市民の意向を把握し、計画の進行状況などの点検を行い、その結果、再検討や見直しが必要なものについては、関係各機関と連携しながら、その後の推進方策などについて協議し、必要に応じて計画の見直しを行います。

【PDCによる計画の進行管理】



第6章 景観計画区域（法第8条第2項1号）

1）景観計画区域

佐渡は、大佐渡・小佐渡山脈に国中平野、周囲を取り囲む複雑な海岸線など、多様な地形条件を有しています。そこには、四季折々の移ろいや、佐渡島が育んできた多様な文化・歴史、人々の暮らしが息づいています。それらは来訪者にとって「まるごと佐渡島」なのです。

このように、島全体が一体となった景観づくりが必要であることから、本計画における景観計画区域は、佐渡市全域（855.27k m²）とします。

また、景観計画区域を6つの区域に区分し、それぞれの地区にあった基準を設けます。

2）景観計画区域の区分

佐渡市の景観特性として整理された26のパターンそれぞれが持つ特徴や、歴史性、地形的な特色などから、佐渡全体の景観計画区域を下記の6つの区域に分けることができます。

①市街地区域

主に沿道に建物が並び、一体的なまちなみを形成している区域です。

これらの区域は、同じ形態・色彩・高さの建物が建ち並ぶことで、趣ある通りの景観が保全・創造されます。

なかでも佐渡市の魅力の一つとして、古いまちなみが多く残っている「歴史的市街地区域」とその他の「一般市街地区域」とに分けることができます。

<①-I 一般市街地区域>

- ・ 沿道立地のまちなみを有する区域。
- ・ まちなみとしての統一を図ることが求められる。

<①-II 歴史的市街地区域>

- ・ 両津湊や相川京町、小木町など、伝統的な様式の建物が通り沿いに多く残っており、形態・意匠の類似する建物が多く残る区域。
- ・ 一般市街地区域と同様、まちなみとしての統一を図ることが求められる。

②商業・賑わい区域

佐渡市には、ホテル・旅館が建ち並ぶ地域や大規模な商業施設が建ち並ぶ地域があり、賑わいが創出されています。このような地域には、賑わいを演出するとともに、佐渡島のイメージを損わないための秩序・まとまりが求められます。

<②-I 商業・賑わい区域>

- ・ 佐渡において、最も視界の開けた場所にある国道・バイパス沿いの区域。
- ・ 周辺には田園の中に集落が点在し、その縁部は集落林・屋敷林で覆われている。
- ・ 視界が開けた場所のため、大規模構造物などは離れた位置からでも見られやすい。
- ・ 周囲の田園などと調和した色彩計画が求められる。

③自然・農漁村区域

佐渡市の最大の魅力であり重要な資源となるのは、山河や海岸などの自然景観や国中平野・棚田などの田園風景であると言えます。これらの自然の中にある建物や工作物は、自然景観を損わないように配慮し、自然景観を引き立たせることが求められます。

<③-I 山村と森林区域>

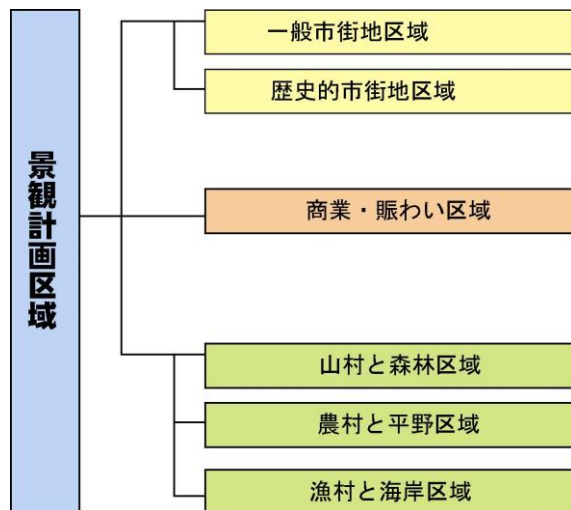
- ・ 棚田と杉林が立ち並び、集落が点在する山村区域。
- ・ 四方を山で囲まれ海が認識できないため、佐渡の広がりを感じさせる。
- ・ 猿八などの風景は島外からの評価が高まっている。
- ・ トキの営巣地としても重要なアカマツ・落葉広葉樹が生育する。

<③-II 農村と平野区域>

- ・ 田園や棚田の中に集落が形成される区域。
- ・ 国中平野は、大佐渡・小佐渡山脈や真野湾まで含めた良好な視点場が多くみられる。
- ・ 羽茂平野は、海岸まで続く緩やかな緩傾斜の田園となっており、縁部などに柿畑がみられる。また、周囲は森林に囲まれている。

<③-III 漁村と海岸区域>

- ・ 尖閣湾や大野亀・二ツ亀に代表されるダイナミックな海岸景観を有する区域。
- ・ その海岸景観を活かし、佐渡でも有数の観光地となっている。
- ・ 夕日を眺める場所としても良好なポイントが多い。
- ・ 美しい海岸景観の周辺に観光施設が立地している赤泊や松ヶ崎、大崎などの港町が点在し、海縁部には赤亀岩・弁天岩などを始めとする特徴的な岩礁景観がみられる。
- ・ 民間信仰により祠が祭られている岩も多くみられる。
- ・ 海岸線のすぐそばに道路が通り、その沿道に集落、その背後に山がそびえる。
- ・ 山腹や海岸道路には本土や朝日が眺められる眺望点がある。



景観計画区域の体系

区域区分	主な景観特性
一般市街地区域	(8)近世の社寺の景観(一部) (9)金銀山都市の面影が残る景観(一部) (14)赤泊のまちなみと港の景観(一部)
歴史的市街地区域	(15)小木のまちなみと漁港の景観(一部) (16)港町宿根木の景観 (20)湊のまちなみ (21)南線沿いのまちなみ (22)沢根～真野新町 (25)金銀山の積出しで栄えた二見のまちなみ
商業・賑わい区域	(18)佐渡の玄関口としての景観 (19)大型商業施設の集積する景観
山村と森林区域	(2)高山性植物・原生林などの自然景観 (8)近世の社寺の景観(一部) (11)トキの生息地としての景観 (12)棚田と山村集落の景観 (23)笹川集落と砂金山遺構 (24)鶴子銀山の景観
農村と平野区域	(6)加茂湖の水辺景観 (7)田園と屋敷林の景観 (8)近世の社寺の景観(一部) (13)果樹園と田園の景観
漁村と海岸区域	(1)外海府の景勝地 (3)内海府の漁業景観 (4)両津湾南部の漁業景観 (5)前浜の漁業景観 (9)金銀山都市の面影が残る景観(一部) (10)海水浴場と養殖の景観 (14)赤泊のまちなみと港の景観(一部) (15)小木のまちなみと漁港の景観(一部) (17)小木半島の景勝地 (26)日蓮・世阿弥の上陸した松ヶ崎と松崎駅周辺の景観

3) 特別区域として定める区域

景観計画区域内において、景観的に重要で、かつ前述の 6 区域よりも更に地域に則した具体的な基準が必要と思われる区域を、「特別区域」として指定していきます。

なお、特別区域「特別区域」の指定にあたっては、地域性を活かしたより具体的な基準を定めることになるため、地元の方々と協議しながら進めていきます。

なお、特別区域の選定は、以下の基準に基づいて行います。

■ 特別区域の選定基準

特別区域は、次に掲げる景観地のうち、いずれかに該当する地域を選定する。

- イ) 佐渡の歴史や文化の特色を示す景観を有する地域
- ロ) 景勝地など佐渡の風土により形成された美しい自然景観を有する地域
- ハ) 佐渡の生業の特色を示す景観を有する地域
- ニ) 開発により佐渡の景観に著しい影響を与える恐れのある地域
- ホ) 市民や来訪者が頻繁に利用する拠点・軸線となり佐渡の印象を形成する地域
- ヘ) その他、新たな基準を必要とする地域
- ト) 文化的景観保存計画の中に、その範囲として示される区域については、上記の項目に関わらず、特別区域として定める。

① 宿根木の歴史的景観区域

＜特別区域とした理由＞ 選定基準 イ)、ハ)、ホ)

- ・ 古いまちなみ景観を活かした観光地として多くの観光客が訪れ、小木と同様に外国人客も多く訪れるほか、宿根木には港町の名残として、船つなぎ石なども残されている。
- ・ 重要伝統的建造物群保存地区および佐渡市宿根木地区歴史的景観条例の適用地域となっており、既に景観保全に資する基準を有する地区であるため、既存の基準を活かした景観形成を図る。

② 佐渡西三川の砂金山由来の農山村景観区域

＜特別区域とした理由＞ 選定基準 ト)

- ・ 文化的景観保存計画の中に位置づけられ、地域の歴史的景観を維持継承するために、文化財保護法等の関連法制度・施策とも連携した景観形成を図る。

③ 佐渡相川の鉱山及び鉱山町の文化的景観区域

＜特別区域とした理由＞ 選定基準 ト)

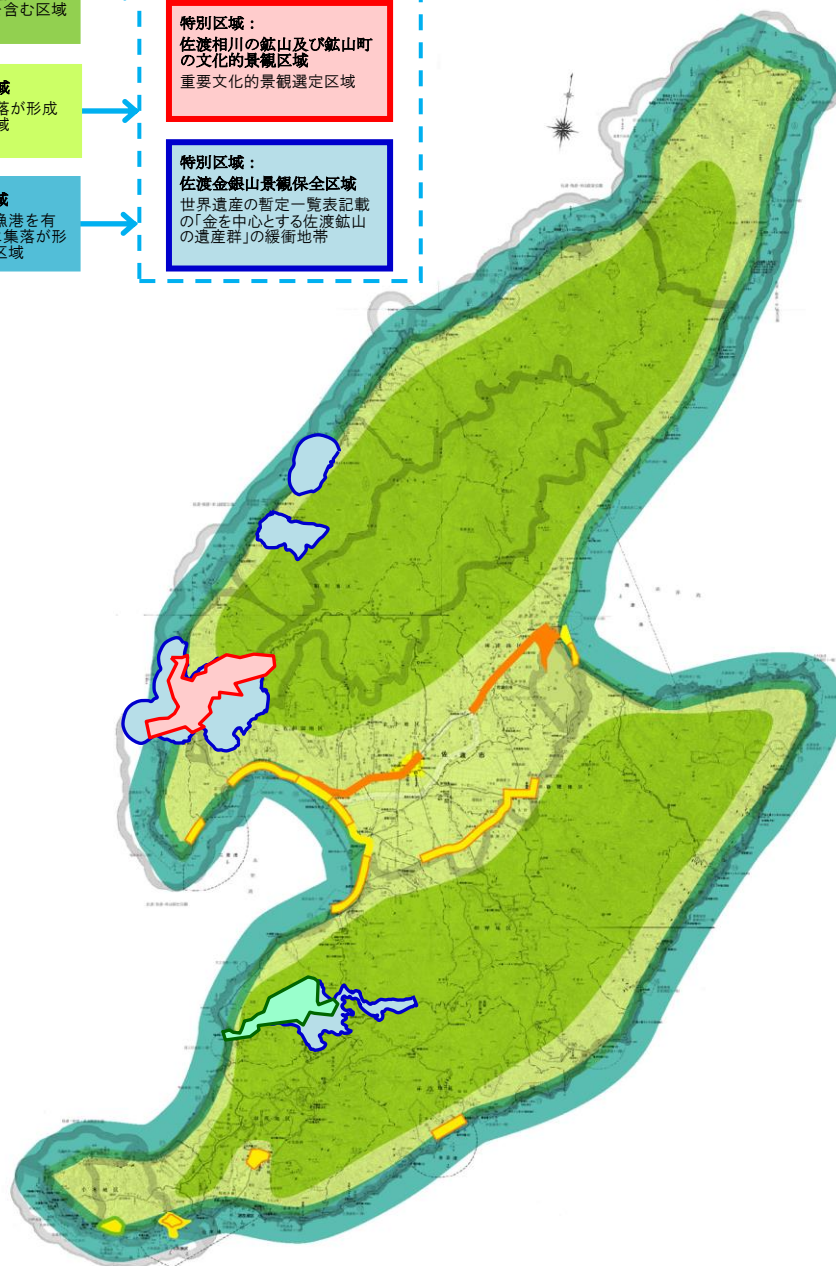
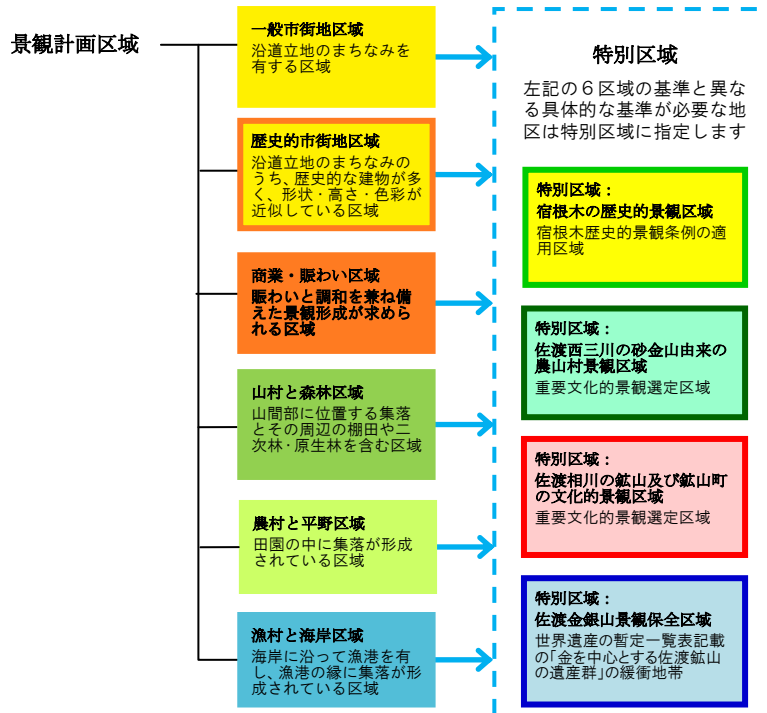
- ・ 文化的景観保存計画の中に位置づけられ、地域の歴史的景観を維持継承するために、文化財保護法等の関連法制度・施策とも連携した景観形成を図る。

④ 佐渡金銀山景観保全区域

＜特別区域とした理由＞ 選定基準 ト)

- ・ 国史跡佐渡金銀山遺跡が所在し、周辺地域の歴史的景観を維持継承するために、文化財保護法等の関連法制度・施策とも連携した景観形成を図る。

次頁に計画区域の区分図（区域分けのイメージ）を示します。



景観計画区域 区域図
(詳細な区域図について資料編を参照)

4) 各区域における景観づくりの方針

次に、各区域における景観づくりの方針について以下に示します。

＜市街地区域における方針＞

区域	特徴的な景観（例）	景観づくりの方針	方針の具体的イメージ例
【一般市街地区域】	  	・ 近隣の建物と出来る限り合わせた整備に努め、通り全体の一体的な景観づくりを図る。 ・ まちなかの景観的に重要な建造物などは、まちのイメージを形成する重要な景観資産としてふまえ、保全・活用に努める。 ・ 建物の調和だけでなく、祭りや市場など、「賑わい」を感じさせる活動についても継承する。	・ 隣の建物と近い色の壁材を用いる。 ・ 「村雨の松」を保全・発信する。
【歴史的市街地区域】	  	・ 地域の伝統的な建築様式を出来る限り踏襲し、調和したまちなみづくりに努める。 ・ まちなかの景観的に重要な建造物などは、街のイメージを形成する重要な景観資産としてふまえ、保全・活用に努める。 ・ 建物の調和だけでなく、祭りや市場など、「賑わい」を感じさせる活動についても継承する。	・ 京町で平入りの様式を踏襲する。 ・ 相川税務署の保全・活用に努める。 ・ 相川祭りの保全・継承。 ・ 湊の露店市を継承する。

＜商業・賑わい区域における方針＞

区域概要	特徴的な景観（例）	景観づくりの方針	方針の具体的イメージ例
【商業・賑わい区域】	  	・ 佐渡の賑わい拠点ではあるが、佐渡市全体のイメージを損わない景観づくりに努める。	・ 看板の色彩や大きさに対する配慮。

＜自然・農漁村区域における方針＞

区域概要	特徴的な景観（例）	景観づくりの方針	方針の具体的イメージ例
【山村と森林区域】	  	・ 遠くから眺められることを意識した施設整備や森林の保全に努める。 ・ 棚田や貴重な山野草、大杉などの特徴的な景観を保全・継承していく。 ・ 自然と調和した景観づくりに努める。	・ 大佐渡スカイラインなど、道路整備における法面緑化の推進。 ・ 棚田の保全管理の仕組みづくり。
【農村と平野区域】	 	・ 遠くの山々などを眺める良好な視点場として、眺望の確保、障害物の改善を進める。 ・ 田園と屋敷林の風景は佐渡の特徴的な景観であるため、出来る限りこれを保全していく。	・ 国中平野における視点場の掘り起こしと発信。 ・ 屋敷林保全の仕組みづくり。
【漁村と海岸区域】	  	・ 海岸沿いの景観は、「島国さど」の特徴的な景観であり、名勝指定地となっている海岸景観や漁業とともにつくられた漁港・舟小屋などの景観に配慮した景観づくりを進める。 ・ 外海府や海水浴場など海辺の観光地については、自然景観を損わない控えめな施設整備やのぼり・看板などの設置に努める。	・ 津神島や弁天岩などの特徴的な海岸景観の眺望を阻害しない整備。 ・ 夫婦岩・大野亀などの雰囲気損わない看板等の検討。

第7章 良好な景観づくりのための行為の制限（法第8条第2項3号）

1) 届出対象行為

良好な景観づくりを進めるために必要な届出対象行為は、全区域において、以下のとおりとなります。

ただし、特別区域のうち、文化的景観保存計画に文化的景観の範囲として位置付けられたものについては、保存計画の届出範囲を適用します。

①建築物

行為の種類	規模等
新築、増築、改築又は移転	・用途に関わらず、延床面積 10 m ² 以上の全てのもの
外観を変更することになる修繕、もしくは模様替え又は色彩の変更	・上記の面積のもので、当該行為に係る部分が外観の 1/4 以上のもの

②工作物

A：煙突、柱類（電柱を除く。）、高架水槽、物見塔、装飾塔、記念塔、大規模な遊戯施設その他これらに類するもので、以下の表に挙げる規模のもの

行為の種類	規模等
新設、増築、改築又は移転	・高さが 10m 以上のもの
外観を変更することになる修繕、もしくは模様替え又は色彩の変更	・上記の高さのもので、当該行為に係る部分が外観の 1/4 以上のもの

B：擁壁、さく、塀その他これらに類するもので、以下の表に挙げる規模のもの

行為の種類	規模等
新設、増築、改築又は移転	・高さが 1.5m 以上かつ長さが 10m 以上のもの
外観を変更することになる修繕、もしくは模様替え又は色彩の変更	・上記の高さのもので、当該行為に係る部分が外観の 1/4 以上のもの

C：電気供給、電気通信等の用途に供するもので、以下の表に挙げる規模のもの

行為の種類	規模等
新設、増築、改築又は移転	・高さが 15m 以上のもの
外観を変更することになる修繕、もしくは模様替え又は色彩の変更	・上記の高さのもので、当該行為に係る部分が外観の 1/4 以上のもの

D：石油、ガス、穀物、飼料等の貯蔵及び処理の用に供する施設、立体的駐車場、プラント等の製造施設、汚物処理施設、ごみ焼却施設その他これらに類するもので、以下の表に挙げる規模のもの

行為の種類	規模等
新設、増築、改築又は移転	・ 高さが 15m 以上のもの
外観を変更することになる修繕、もしくは模様替え又は色彩の変更	・ 上記の高さのもので、当該行為に係る部分が外観の 1/4 以上のもの

③その他の行為で、以下の表に挙げる規模のもの

行為の種類	規模等
屋外における土石・廃棄物・再生資源、その他の物件の堆積	・ 高さが 3m 以上のもの、又は堆積にかかる土地の面積が 300 m ² 以上のもので、かつ堆積期間が 60 日以上のもの
都市計画法第 4 条 12 項で定める開発行為	・ 面積が 1,000 m ² 以上のもの、又は切土又は盛土によって生ずる法面もしくは擁壁の高さが 3m、かつ長さが 20m 以上のもの
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採、その他の土地の形質の変更	
水面の埋立て・干拓	・ 規模に関わらず全ての埋立て・干拓
道路（私道を除く）その他の公共の場所から公衆によって容易に望見される森林における木竹などの伐採	・ 皆伐される土地の面積が 1,000 m ² 以上のもの
自動販売機	・ 国道および県道に面して設置・更新されるもの

※) 以下については、届出が不要となります。特別区域のうち、文化的景観保存計画に文化的景観の範囲として位置付けられたものについては、保存計画の届出範囲を適用します。

届出不要となる物件	内 容
容易に望見できない場所につくられるもの	・ 公の場から容易に望見できない建築物の建築、工作物の建設など ・ 地下に設ける建築物の建築など、又は工作物の建設など
仮設のもの、期間の短い修繕など	・ 仮設の工作物 ・ 設置期間が 60 日を超えない建築物の新築・増築・改築もしくは移転・外観を変更することとなる修繕もしくは模様替え又は色彩の変更 ・ 堆積の期間が 60 日未満のもの
農業・林業・漁業に伴う行為	・ 木竹の保育などに係る伐採、故損木や危険な木の伐採、生活の用にあてるために必要な木竹の伐採、測量・調査・施設保守に必要な木竹の伐採 ・ 農業・林業又は漁業を営むため必要な通常的行為 ・ 森林法の第十条の二の 1 項又は第三十四条 1 項・2 項の許可を受けて行う行為
法令などの処分として行われる行為	・ 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為 ・ 法第十六条 7 項 2 号から 10 号までに掲げるもの ・ 法第十六条 7 項 11 号で掲げるもので政令で定めるもの
文化財に関する行為	・ 文化財保護法による重要文化財・国宝、史跡名勝天然記念物、重要伝統的建造物群保存地区などの許可を受けて行う行為 ・ 新潟県文化財保護条例の許可を受けて行う行為

〈 特別区域 届出対象行為（建築物・工作物・その他行為） 〉

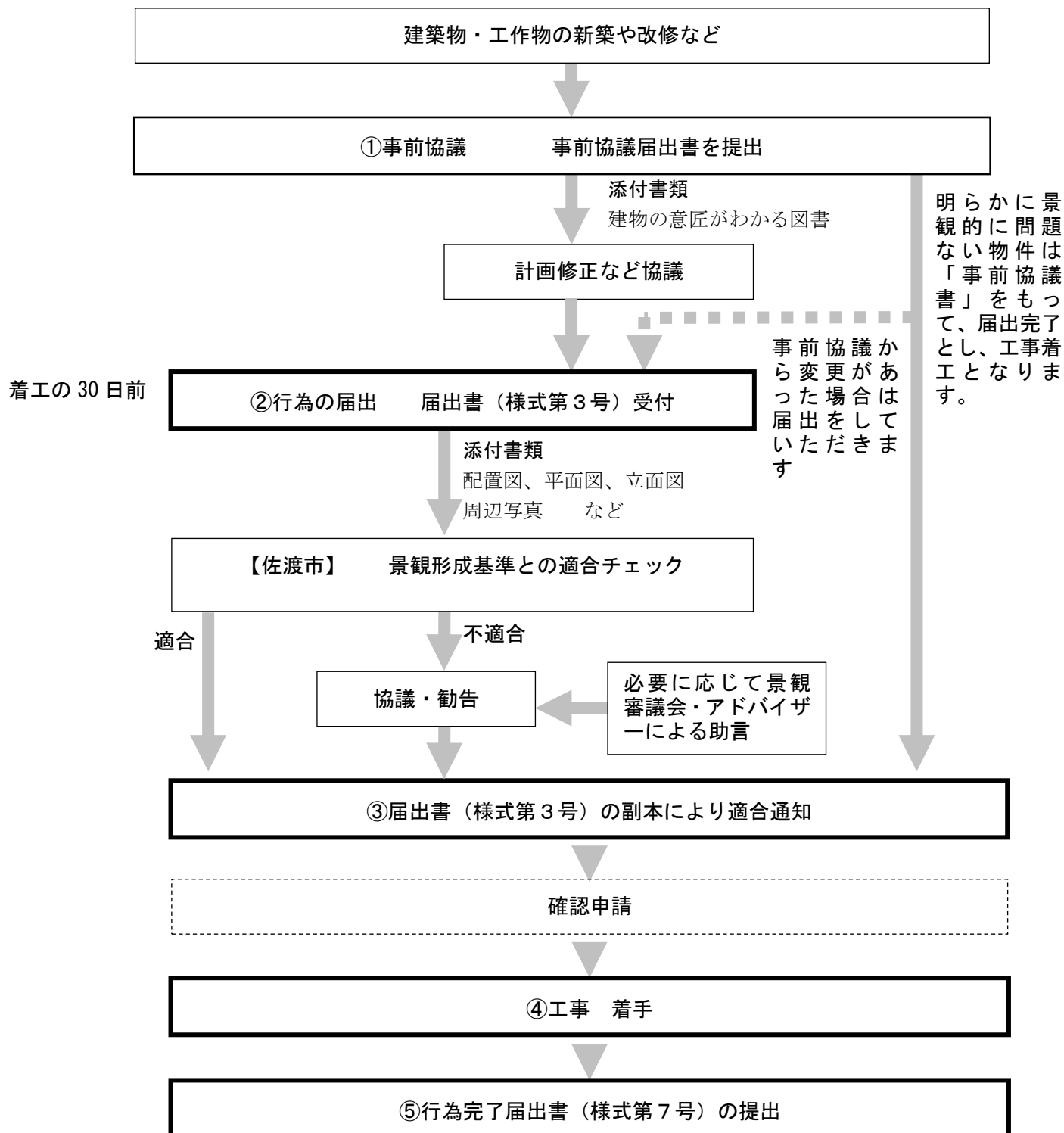
行為の種類	規 模 等	
	・宿根木特別区域 ・佐渡西三川の砂金山由来農山村景観区域 ・佐渡金銀山景観保全区域	相川特別区域
①建築物		
新築、増築、改築又は移転	・用途に関わらず、延床面積 10 ㎡以上の全てのもの	・用途に関わらず、延床面積 10 ㎡以上の全てのもの
外観を変更することになる修繕、もしくは模様替え又は色彩の変更	・上記の面積のもので、当該行為に係る部分が外観の 1／4 以上のもの	
②工作物		
工作物 A: 煙突、柱類(電柱を除く)、高架水槽、物見塔、装飾塔、記念塔、大規模な遊戯施設その他これらに類するもの		
新設、増築、改築又は移転	・高さが 10m 以上のもの	・高さが 5m 以上のもの又は 築造面積が 10 ㎡以上のもの
外観を変更することになる修繕、もしくは模様替え又は色彩の変更	・上記の高さのもので、当該行為に係る部分が外観の 1／4 以上のもの	
工作物 B: 擁壁、さく、塀、その他これらに類するもの		
新設、増築、改築又は移転	・高さが 1.5m 以上かつ長さが 10m 以上のもの	・高さが 1.5m 以上かつ長さが 10m 以上のもの又は築造面積が 10 ㎡以上のもの
外観を変更することになる修繕、もしくは模様替え又は色彩の変更	・上記の高さのもので、当該行為に係る部分が外観の 1／4 以上のもの	
工作物 C: 電気供給、電気通信等の用途に供するもの		
新設、増築、改築又は移転	・高さが 15m 以上のもの	・高さが 10m 以上のもの又は 築造面積が 10 ㎡以上のもの ・設置する変圧器等の地上機器すべてのもの
外観を変更することになる修繕、もしくは模様替え又は色彩の変更	・上記の高さのもので、当該行為に係る部分が外観の 1／4 以上のもの	

工作物 D:石油、ガス、穀物、飼料等の貯蔵及び処理の用に供する施設、立体的駐車場、プラント等の製造施設、汚物処理施設、ごみ焼却施設その他これらに類するもの		
新設、増築、改築又は移転	・宿根木特別区域 →高さが 15m以上のもの ・佐渡西三川の砂金山由来農山村景観区域 ・佐渡金銀山景観保全区域 →高さが 12m以上のもの	・高さが 5m以上のもの又は築造面積が 10 m ² 以上のもの
外観を変更することになる修繕、もしくは模様替え又は色彩の変更	・上記の高さのもので、当該行為に係る部分が外観の 1／4 以上のもの	
③その他の行為		
屋外における土石・廃棄物・再生資源、その他の物件の堆積	・高さが 3m以上のもの、又は堆積にかかる土地の面積が 300 m ² 以上のもので、かつ堆積期間が 60 日以上のもの	・高さが 1.5m以上のもの、又は堆積にかかる土地の面積が 100 m ² 以上のもので、かつ堆積期間が 60 日以上のもの
都市計画法第4条 12 項で定める開発行為	・面積が 1,000 m ² 以上のもの、又は切土又は盛土によって生ずる法面もしくは擁壁の高さが 3m、かつ長さが 20 m以上のもの	・面積が 500 m ² 以上のもの、又は切土又は盛土によって生ずる法面もしくは擁壁の高さが 3m、かつ長さが 20 m以上のもの
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採、その他の土地の形質の変更		
水面の埋立て・干拓	・規模に関わらず全ての埋立て・干拓	・規模に関わらず全ての埋立て・干拓
道路(私道を除く)その他の公共の場所から公衆によって容易に望見される森林における木竹などの伐採	・皆伐される土地の面積が 1,000 m ² 以上のもの	・皆伐される土地の面積が 300 m ² 以上のもの
自動販売機	・国道および県道に面して設置・更新されるもの	・国道・県道及び市道に面して設置・更新されるもの

2) 届出の流れ

この章でとりあげる行為の制限については、建築などの行為を行う際に、佐渡市へ届けていただき、次項に挙げる基準に適合しているかどうかのチェックをすることとなります。以下に、届出から行為着手までの手順を示します。

【届出から着手までの流れ】



3) 各区域の景観形成基準

佐渡市では、世界遺産の登録や朱鷺と共生する島づくりに向けて市民のみなさんと力を合わせて美しい島づくりを目指すため、一定規模を超える建設などに際して届出制度を設け、良好な景観づくりへと誘導を図ります。

豊かな自然・文化によって育まれた多様な景観に対し、それぞれの質的な違いに配慮しながら、全島で最低限の基準を設けました。

また、今後も、文化財保護（伝統的建造物群保存地区・文化的景観等）の取組みなどに合わせ、必要に応じて特別区域や景観地区等に指定し、より質の高い景観をつくるための基準を定めていきます。

以下に、基準の考え方を示します。

(1) 色彩について

基本的には、佐渡の景観を著しく阻害する彩度の高い色は使わないようにします。また、将来像で示した「日本のふるさと佐渡」を目指すため、「佐渡の自然にある色」や「伝統的な建物に使われている自然素材の色」に合わせた色調を推奨します。

(2) 素材・意匠について

歴史性や地域性などをふまえ、周辺との調和に配慮した素材の使用を基本とし、突出した意匠にならないように努めます。

また、地域の植生や自然環境との調和に配慮した景観づくりを推進します。

(3) 屋外広告物（サイン）

世界遺産の島、トキと共生する島などの、佐渡がもつイメージを基本にして、周辺との調和に十分注意し、統一ある上質な景観づくりに努めます。

(4) 罰則について

届出を行わなかったり、虚偽の届出をした場合は、景観法 100 条～107 条に定められた罰則が適用される場合があります。

なお、基準に合わない建物などについて、佐渡市からの勧告・変更命令に従わない場合については、所有者および事業者の氏名を公表する場合があります。

次頁以降に、各区域での景観形成基準を示します。

一般市街地区域

■ 建築物・工作物の基準

項目	景観形成基準																					
ア) 配置	・ 隣地の建築物の壁面位置に配慮し、まちなみの連続性や一体性に配慮した配置に努めること。 ・ 建築物に付属する設備機器等は、道路（私道を除く）その他の公共の場所から公衆によって見えにくくするよう工夫すること。																					
イ) 高さ	【建築物】 軒高 9m以下とすること。※1) できる限り、隣接する建物の軒高に合わせた高さにすること。 【工作物 A】 高さ 15m以下とすること。 【工作物 B】 高さ 1.5m以下とすること。※2) 【工作物 C】 高さ 20m以下とすること。 【工作物 D】 高さ 15m以下とすること。																					
ウ) 屋根形態	・ 屋根の形態は周辺の建物と調和し、まちなみと一体となるよう配慮すること。																					
エ) 色彩	・ [彩度] 4 以下とすること。 ・ できる限り下記の色を用いること 【外壁色】 <table><tr><th>色相</th><th>彩度</th><th>明度</th></tr><tr><td>0 Y R ～ 5 Y</td><td>4 以下</td><td>3 ～ 8</td></tr><tr><td>R 及び 5 Y ～ 10 Y</td><td>2 以下</td><td>3 ～ 8</td></tr><tr><td>その他色相</td><td>1 以下</td><td>3 ～ 8</td></tr><tr><td>無彩色</td><td>———</td><td>3 ～ 8</td></tr></table> 【屋根色】 <table><tr><th>色相</th><th>彩度</th><th>明度</th></tr><tr><td>全ての色相</td><td>2 以下</td><td>4 以下</td></tr></table>	色相	彩度	明度	0 Y R ～ 5 Y	4 以下	3 ～ 8	R 及び 5 Y ～ 10 Y	2 以下	3 ～ 8	その他色相	1 以下	3 ～ 8	無彩色	———	3 ～ 8	色相	彩度	明度	全ての色相	2 以下	4 以下
色相	彩度	明度																				
0 Y R ～ 5 Y	4 以下	3 ～ 8																				
R 及び 5 Y ～ 10 Y	2 以下	3 ～ 8																				
その他色相	1 以下	3 ～ 8																				
無彩色	———	3 ～ 8																				
色相	彩度	明度																				
全ての色相	2 以下	4 以下																				
オ) 素材	・ 周辺の環境と調和した素材とすること。 ・ 反射率の少ない材料の使用に努めること。 ・ 汚れが付きにくく、色あせや損傷が少ない材料の使用に努めること。																					
カ) 植栽	・ 敷地内の緑化に努め、地域に根ざした樹種の植栽を行うこと。 ・ 屋敷林等の既存樹木をできる限り保全・活用すること。 ・ 生垣の整備に努めること。																					

※ 1) 改築の際の建物の高さについては、現況高さの 2/3、もしくは各区域の高さ基準のうち、高いほうまでとする。

※ 2) 自然素材を用いる場合は、この限りではない。

■ その他行為の基準

ア) 屋外堆積物	・ 周辺からの見え方に配慮し、可能な限り高さを抑えること。 ・ 周辺から目立たないよう、生垣等で遮蔽すること。
イ) 土石の採取	・ 採取・採掘を行なう際は、その面積を最小限にとどめ、当該行為にかかる不必要な伐採は避けること。 ・ 行為後は土地の状況を原状に復旧すること。
ウ) 開発行為・土地の改変	・ 法面を植生で覆い、裸地を少なくすること。 ・ 法面をコンクリート等で覆う場合は、法尻部分に高木の植栽を行って景観を緩和すること。
エ) 水面の埋め立て・干拓	
オ) 伐採	・ できる限り既存樹木の保全・活用に努め、必要最小限の伐採にとどめること。
カ) 自動販売機	・ 自動販売機の設置・補修の際には、以下の措置を施すこととする。 【色彩・意匠】 本体の塗装色は、建物外壁色の色彩基準に準拠した色とすること。

歴史的市街地区域

■ 建築物・工作物の基準

項目	景観形成基準																					
ア) 配置	- 隣地の建築物の壁面位置に配慮し、まちなみの連続性や一体性に配慮した配置に努めること。 - 建築物に付属する設備機器等は、道路（私道を除く）その他の公共の場所から公衆によって見えにくくするよう工夫すること。																					
イ) 高さ	【建築物】 軒高 9m以下とすること。※1) できる限り、隣接する建物の軒高に合わせた高さにすること。 【工作物 A】 高さ 15m以下とすること。 【工作物 B】 高さ 1.5m以下とすること。※2) 【工作物 C】 高さ 20m以下とすること。 【工作物 D】 高さ 15m以下とすること。																					
ウ) 屋根形態	屋根の形態は周辺の建物と調和し、まちなみと一体となるよう配慮すること。																					
エ) 色彩	〔彩度〕 4 以下とすること。 - できる限り下記の色を用いること 【外壁色】 <table><tr><th>色相</th><th>彩度</th><th>明度</th></tr><tr><td>0 Y R ～ 5 Y</td><td>4 以下</td><td>3 ～ 8</td></tr><tr><td>R 及び 5 Y ～ 10 Y</td><td>2 以下</td><td>3 ～ 8</td></tr><tr><td>その他色相</td><td>1 以下</td><td>3 ～ 8</td></tr><tr><td>無彩色</td><td>——</td><td>3 ～ 8</td></tr></table> 【屋根色】 <table><tr><th>色相</th><th>彩度</th><th>明度</th></tr><tr><td>全ての色相</td><td>2 以下</td><td>4 以下</td></tr></table>	色相	彩度	明度	0 Y R ～ 5 Y	4 以下	3 ～ 8	R 及び 5 Y ～ 10 Y	2 以下	3 ～ 8	その他色相	1 以下	3 ～ 8	無彩色	——	3 ～ 8	色相	彩度	明度	全ての色相	2 以下	4 以下
色相	彩度	明度																				
0 Y R ～ 5 Y	4 以下	3 ～ 8																				
R 及び 5 Y ～ 10 Y	2 以下	3 ～ 8																				
その他色相	1 以下	3 ～ 8																				
無彩色	——	3 ～ 8																				
色相	彩度	明度																				
全ての色相	2 以下	4 以下																				
オ) 素材	- 周辺の環境と調和した素材とすること。 - 既存の住宅に合せ、できる限り自然素材（木、土等）を用いた外壁材を使用すること。 - 自然素材を使用しない場合でも、市の同意を得た上で、塗装や吹き付けタイル等で自然の風合いに近づける工夫をすること。																					
カ) 植栽	- 敷地内の緑化に努め、地域に根ざした樹種の植栽を行うこと。 - 屋敷林等の既存樹木をできる限り保全・活用すること。 - 生垣の整備に努めること。																					

※1）改築の際の建物の高さについては、現況高さの 2/3、もしくは各区域の高さ基準のうち、高いほうまでとする。

※2）自然素材を用いる場合は、この限りではない。

■ その他行為の基準

ア) 屋外堆積物	・ 周辺からの見え方に配慮し、可能な限り高さを抑えること。 ・ 周辺から目立たないよう、生垣等で遮蔽すること。
イ) 土石の採取	・ 採取・採掘を行なう際は、その面積を最小限にとどめ、当該行為にかかる不必要な伐採は避けること。 ・ 行為後は土地の状況を原状に復旧すること。
イ) 開発行為・土地の改変	・ 法面を植生で覆い、裸地を少なくすること。 ・ 法面をコンクリート等で覆う場合は、法尻部分に高木の植栽を行って景観を緩和すること。
ウ) 水面の埋め立て・干拓	
エ) 伐採	・ できる限り既存樹木の保全・活用に努め、必要最小限の伐採にとどめること。
オ) 自動販売機	・ 自動販売機の設置・補修の際には、以下の措置を施すこととする。 【色彩・意匠】 本体の塗装色は、建物外壁色の色彩基準に準拠した色とすること。

商業・賑わい区域

■ 建築物・工作物の基準

項目	景観形成基準																					
ア) 配置	- 延床面積 300 ㎡を越える大規模な建築物の壁面は、道路からできるだけ 5m 以上後退させ、通りへの圧迫感を避けるよう配慮すること。 - 建築物に付属する設備機器等は、道路（私道を除く）その他の公共の場所から公衆によって見えにくくするよう工夫すること。																					
イ) 高さ	【建築物】 最上部までの高さを 15m 以下とすること。※1) 【工作物 A】 高さ 15m 以下とすること。 【工作物 B】 高さ 1.5m 以下とすること。※2) 【工作物 C】 高さ 20m 以下とすること。 【工作物 D】 高さ 15m 以下とすること。																					
ウ) 屋根形態	屋根の形態は周辺の建物と調和し、まちなみと一体となるよう配慮すること。																					
エ) 色彩	〔彩度〕 6 以下とすること。 - できる限り下記の色を用いること 【外壁色】 <table><tr><th>色相</th><th>彩度</th><th>明度</th></tr><tr><td>0 Y R ～ 5 Y</td><td>6 以下</td><td>3 ～ 8</td></tr><tr><td>R 及び 5 Y ～ 10 Y</td><td>3 以下</td><td>3 ～ 8</td></tr><tr><td>その他色相</td><td>2 以下</td><td>3 ～ 8</td></tr><tr><td>無彩色</td><td>———</td><td>———</td></tr></table> 【屋根色】 <table><tr><th>色相</th><th>彩度</th><th>明度</th></tr><tr><td>全ての色相</td><td>2 以下</td><td>4 以下</td></tr></table>	色相	彩度	明度	0 Y R ～ 5 Y	6 以下	3 ～ 8	R 及び 5 Y ～ 10 Y	3 以下	3 ～ 8	その他色相	2 以下	3 ～ 8	無彩色	———	———	色相	彩度	明度	全ての色相	2 以下	4 以下
色相	彩度	明度																				
0 Y R ～ 5 Y	6 以下	3 ～ 8																				
R 及び 5 Y ～ 10 Y	3 以下	3 ～ 8																				
その他色相	2 以下	3 ～ 8																				
無彩色	———	———																				
色相	彩度	明度																				
全ての色相	2 以下	4 以下																				
オ) 素材	- 反射率の少ない材料の使用に努めること。 - 汚れがつきにくく、色あせや損傷が少ない材料の使用に努めること。																					
カ) 植栽	- 敷地内の緑化に努め、地域に根ざした樹種の植栽を行うこと。 - 既存の樹木等を出来るだけ保全・活用すること。 - 生垣の整備に努めること。																					

※1) 改築の際の建物の高さについては、現況高さの 2/3、もしくは各区域の高さ基準のうち、高いほうまでとする。

※2) 自然素材を用いる場合は、この限りではない。

■ その他行為の基準

ア) 屋外堆積物	・ 周辺からの見え方に配慮し、可能な限り高さを抑えること。 ・ 周辺から目立たないよう、生垣等で遮蔽すること。
イ) 土石の採取	・ 採取・採掘を行なう際は、その面積を最小限にとどめ、当該行為にかかる不必要な伐採は避けること。 ・ 行為後は土地の状況を原状に復旧すること。
ウ) 開発行為・土地の改変	・ 法面を植生で覆い、裸地を少なくすること。 ・ 法面をコンクリート等で覆う場合は、法尻部分に高木の植栽を行って景観を緩和すること。
エ) 水面の埋め立て・干拓	
オ) 伐採	・ できる限り既存樹木の保全・活用に努め、必要最小限の伐採にとどめること。
カ) 自動販売機	

山村と森林区域

■ 建築物・工作物の基準

項目	景観形成基準																					
ア) 配置	- 道路からできるだけ後退させて配置し、道路に接する境界には植栽を施すこと - 建築物に付属する設備機器等は、道路（私道を除く）その他の公共の場所から公衆によって見えにくくするよう工夫すること。																					
イ) 高さ	【建築物】 最高高さ 13m以下とすること。※1) 【工作物 A】 高さ 15m以下とすること。 【工作物 B】 高さ 1.5m以下とすること。※2) 【工作物 C】 高さ 20m以下とすること。 【工作物 D】 高さ 15m以下とすること。																					
ウ) 屋根形態	できる限り勾配屋根とすること。																					
エ) 色彩	【彩度】 4 以下とすること。 - できる限り下記の色を用いること 【外壁色】 <table><tr><th>色相</th><th>彩度</th><th>明度</th></tr><tr><td>0 Y R～5Y</td><td>4 以下</td><td>3～8</td></tr><tr><td>R 及び 5Y～10Y</td><td>2 以下</td><td>3～8</td></tr><tr><td>その他色相</td><td>1 以下</td><td>3～8</td></tr><tr><td>無彩色</td><td>———</td><td>3～8</td></tr></table> 【屋根色】 <table><tr><th>色相</th><th>彩度</th><th>明度</th></tr><tr><td>全ての色相</td><td>2 以下</td><td>4 以下</td></tr></table>	色相	彩度	明度	0 Y R～5Y	4 以下	3～8	R 及び 5Y～10Y	2 以下	3～8	その他色相	1 以下	3～8	無彩色	———	3～8	色相	彩度	明度	全ての色相	2 以下	4 以下
色相	彩度	明度																				
0 Y R～5Y	4 以下	3～8																				
R 及び 5Y～10Y	2 以下	3～8																				
その他色相	1 以下	3～8																				
無彩色	———	3～8																				
色相	彩度	明度																				
全ての色相	2 以下	4 以下																				
オ) 素材	- 自然等周辺の環境と調和する素材とすること。 - できる限り自然素材（木、土等）を用いた外壁材を使用すること。 - 自然素材を使用しない場合でも、市の同意を得た上で、塗装や吹き付けタイル等で自然の風合いに近づける工夫をすること。																					
カ) 植栽	- 敷地内の緑化に努め、地域に根ざした樹種の植栽を行うこと。 - 屋敷林等の既存樹木をできる限り保全・活用すること。 - 生垣等の整備に努めること。																					

※ 1) 改築の際の建物の高さについては、現況高さの 2/3、もしくは各区域の高さ基準のうち、高いほうまでとする。

※ 2) 自然素材を用いる場合は、この限りではない。

■ その他行為の基準

ア) 屋外堆積物	・ 周辺からの見え方に配慮し、可能な限り高さを抑えること。 ・ 周辺から目立たないように、生垣等で遮蔽すること。
イ) 土石の採取	・ 採取・採掘を行なう際は、その面積を最小限にとどめ、当該行為にかかる不必要な伐採は避けること。 ・ 行為後は土地の状況を原状に復旧すること。
ウ) 開発行為・土地の改変	・ 開発による土地造成に伴い、高さが5mかつ長さが50mを超える法面が生ずる造成はできる限り行なわないこと。
エ) 水面の埋め立て・干拓	・ 護岸は石積み護岸・木杭護岸など、周辺の自然景観と調和したものとする。
オ) 伐採	・ できる限り既存樹木の保全・活用に努め、必要最小限の伐採にとどめること。
カ) 自動販売機	・ 自動販売機の設置・補修の際には、以下の措置を施すこととする。 【色彩・意匠】 本体の塗装色は、建物外壁色の色彩基準に準拠した色とすること。 【光量】 できるだけ光量を抑え、夜間の良好な環境に配慮すること

農村と平野区域

■ 建築物・工作物の基準

項目	景観形成基準																					
ア) 配置	- 道路からできるだけ後退させて配置し、道路に接する境界には植栽を施すこと - 建築物に付属する設備機器等は、道路（私道を除く）その他の公共の場所から公衆によって見えにくくするよう工夫すること。																					
イ) 高さ	【建築物】 最高高さ 13m以下とすること。※1) 【工作物 A】 高さ 15m以下とすること。 【工作物 B】 高さ 1.5m以下とすること。※2) 【工作物 C】 高さ 20m以下とすること。 【工作物 D】 高さ 15m以下とすること。																					
ウ) 屋根形態	できる限り勾配屋根とすること。																					
エ) 色彩	〔彩度〕 4 以下とすること。 - できる限り下記の色を用いること 【外壁色】 <table><tr><th>色相</th><th>彩度</th><th>明度</th></tr><tr><td>0 Y R ～ 5 Y</td><td>4 以下</td><td>3 ～ 8</td></tr><tr><td>R 及び 5 Y ～ 10 Y</td><td>2 以下</td><td>3 ～ 8</td></tr><tr><td>その他色相</td><td>1 以下</td><td>3 ～ 8</td></tr><tr><td>無彩色</td><td>————</td><td>3 ～ 8</td></tr></table> 【屋根色】 <table><tr><th>色相</th><th>彩度</th><th>明度</th></tr><tr><td>全ての色相</td><td>2 以下</td><td>4 以下</td></tr></table>	色相	彩度	明度	0 Y R ～ 5 Y	4 以下	3 ～ 8	R 及び 5 Y ～ 10 Y	2 以下	3 ～ 8	その他色相	1 以下	3 ～ 8	無彩色	————	3 ～ 8	色相	彩度	明度	全ての色相	2 以下	4 以下
色相	彩度	明度																				
0 Y R ～ 5 Y	4 以下	3 ～ 8																				
R 及び 5 Y ～ 10 Y	2 以下	3 ～ 8																				
その他色相	1 以下	3 ～ 8																				
無彩色	————	3 ～ 8																				
色相	彩度	明度																				
全ての色相	2 以下	4 以下																				
オ) 素材	- 自然等周辺の環境と調和する素材とすること。 - できる限り自然素材（木、土等）を用いた外壁材を使用すること。 - 自然素材を使用しない場合でも、市の同意を得た上で、塗装や吹き付けタイル等で自然の風合いに近づける工夫をすること。																					
カ) 植栽	- 敷地内の緑化に努め、地域に根ざした樹種の植栽を行うこと。 - 屋敷林等の既存樹木をできる限り保全・活用すること。 - 生垣等の整備に努めること。																					

※ 1）改築の際の建物の高さについては、現況高さの 2/3、もしくは各区域の高さ基準のうち、高いほうまでとする。

※ 2）自然素材を用いる場合は、この限りではない。

■ その他行為の基準

ア) 屋外堆積物	・ 主要道路および良好な視点場からの平野の眺望を妨げる場所は避けること。 ・ その他の場所においても、主要道路から堆積物が見えないよう、生垣等で遮蔽すること。
イ) 土石の採取	・ 採取・採掘を行なう際は、その面積を最小限にとどめ、当該行為にかかる不必要な伐採は避けること。 ・ 行為後は土地の状況を原状に復旧すること。
ウ) 開発行為・土地の改変	・ 平野の一体的な景観を分断する恐れがあるため、高さ3mかつ長さ50mを越える法面が生じる造成はできる限り行なわないこと。
エ) 水面の埋め立て・干拓	・ 護岸は石積み護岸・木杭護岸など、周辺の自然景観と調和したものとする。
オ) 伐採	・ できる限り既存樹木の保全・活用に努め、必要最小限の伐採にとどめること。
カ) 自動販売機	・ 自動販売機の設置・補修の際には、以下の措置を施すこととする。 【色彩・意匠】 本体の塗装色は、建物外壁色の色彩基準に準拠した色とすること。 【光量】 できるだけ光量を抑え、夜間の良好な環境に配慮すること

漁村と海岸区域

■ 建築物・工作物の基準

項目	景観形成基準																					
ア) 配置	- 隣地の建築物の壁面位置に配慮し、まちなみの連続性や一体性に配慮した配置に努めること。 - 建築物に付属する設備機器等は、道路（私道を除く）その他の公共の場所から公衆によって見えにくくするよう工夫すること。																					
イ) 高さ	【建築物】 軒高 9m以下とすること。※1) 【工作物 A】 高さ 15m以下とすること。 【工作物 B】 高さ 1.5m以下とすること。※2) 【工作物 C】 高さ 20m以下とすること。 【工作物 D】 高さ 15m以下とすること。																					
ウ) 屋根形態	屋根の形態は周辺の建物と調和し、まちなみと一体となるよう配慮すること。																					
エ) 色彩	〔彩度〕 4 以下とすること。 - できる限り下記の色を用いること 【外壁色】 <table><tr><th>色相</th><th>彩度</th><th>明度</th></tr><tr><td>0 Y R～5Y</td><td>4 以下</td><td>3～8</td></tr><tr><td>R 及び 5Y～10Y</td><td>2 以下</td><td>3～8</td></tr><tr><td>その他色相</td><td>1 以下</td><td>3～8</td></tr><tr><td>無彩色</td><td>——</td><td>3～8</td></tr></table> 【屋根色】 <table><tr><th>色相</th><th>彩度</th><th>明度</th></tr><tr><td>全ての色相</td><td>2 以下</td><td>4 以下</td></tr></table>	色相	彩度	明度	0 Y R～5Y	4 以下	3～8	R 及び 5Y～10Y	2 以下	3～8	その他色相	1 以下	3～8	無彩色	——	3～8	色相	彩度	明度	全ての色相	2 以下	4 以下
色相	彩度	明度																				
0 Y R～5Y	4 以下	3～8																				
R 及び 5Y～10Y	2 以下	3～8																				
その他色相	1 以下	3～8																				
無彩色	——	3～8																				
色相	彩度	明度																				
全ての色相	2 以下	4 以下																				
オ) 素材	- 自然等周辺の環境と調和する素材とすること。 - できる限り自然素材（木、土等）を用いた外壁材を使用すること。 - 自然素材を使用しない場合でも、市の同意を得た上で、塗装や吹き付けタイル等で自然の風合いに近づける工夫をすること。																					
カ) 植栽	- 敷地内の緑化に努め、地域に根ざした樹種の植栽を行うこと。 - 屋敷林等の既存樹木をできる限り保全・活用すること。 - 生垣等の整備に努めること。																					

※1) 改築の際の建物の高さについては、現況高さの 2/3、もしくは各区域の高さ基準のうち、高いほうまでとする。

※2) 自然素材を用いる場合は、この限りではない。

■ その他行為の基準

ア) 屋外堆積物	・ 主要道路から海岸への眺望を妨げる場所は避けること。 ・ その他の場所においても、主要道路から堆積物が見えないよう、生垣等で遮蔽すること。
イ) 土石の採取	・ 採取・採掘を行なう際は、その面積を最小限にとどめ、当該行為にかかる不必要な伐採は避けること。 ・ 行為後は土地の状況を原状に復旧すること。
ウ) 開発行為・土地の改変	・ 主要道路から海岸への眺望を妨げる土地の改変はできる限り行なわないこと。 ・ 開発により生じる法面は、植生で覆い、裸地を少なくすること。
エ) 水面の埋め立て・干拓	・ 護岸は石積み護岸・木杭護岸など、周辺の自然景観と調和したものとする。
オ) 伐採	・ できる限り既存樹木の保全・活用に努め、必要最小限の伐採にとどめること。
カ) 自動販売機	・ 自動販売機の設置・補修の際には、以下の措置を施すこととする。 【色彩・意匠】 本体の塗装色は、建物外壁色の色彩基準に準拠した色とすること。 【光量】 できるだけ光量を抑え、夜間の良好な環境に配慮すること

特別区域：宿根木の歴史的景観区域

■ 建築物・工作物の基準

項目	景観形成基準																					
ア) 配置	- 道路からできるだけ後退させて配置し、道路に接する境界には植栽を施すこと - 建築物に付属する設備機器等は、道路（私道を除く）その他の公共の場所から公衆によって見えにくくするよう工夫すること。																					
イ) 高さ	【建築物】 最高高さ 13m以下とすること。※1) 【工作物 A】 高さ 15m以下とすること。 【工作物 B】 高さ 1.5m以下とすること。※2) 【工作物 C】 高さ 20m以下とすること。 【工作物 D】 高さ 15m以下とすること。																					
ウ) 屋根形態	できる限り勾配屋根とすること。																					
エ) 色彩	〔彩度〕 4 以下とすること。 - できる限り下記の色を用いること 【外壁色】 <table><tr><th>色相</th><th>彩度</th><th>明度</th></tr><tr><td>0 Y R ～ 5 Y</td><td>4 以下</td><td>3 ～ 8</td></tr><tr><td>R 及び 5 Y ～ 10 Y</td><td>2 以下</td><td>3 ～ 8</td></tr><tr><td>その他色相</td><td>1 以下</td><td>3 ～ 8</td></tr><tr><td>無彩色</td><td>————</td><td>3 ～ 8</td></tr></table> 【屋根色】 <table><tr><th>色相</th><th>彩度</th><th>明度</th></tr><tr><td>全ての色相</td><td>2 以下</td><td>4 以下</td></tr></table>	色相	彩度	明度	0 Y R ～ 5 Y	4 以下	3 ～ 8	R 及び 5 Y ～ 10 Y	2 以下	3 ～ 8	その他色相	1 以下	3 ～ 8	無彩色	————	3 ～ 8	色相	彩度	明度	全ての色相	2 以下	4 以下
色相	彩度	明度																				
0 Y R ～ 5 Y	4 以下	3 ～ 8																				
R 及び 5 Y ～ 10 Y	2 以下	3 ～ 8																				
その他色相	1 以下	3 ～ 8																				
無彩色	————	3 ～ 8																				
色相	彩度	明度																				
全ての色相	2 以下	4 以下																				
オ) 素材	- 自然等周辺の環境と調和する素材とすること。 - できる限り自然素材（木、土等）を用いた外壁材を使用すること。 - 自然素材を使用しない場合でも、市の同意を得た上で、塗装や吹き付けタイル等で自然の風合いに近づける工夫をすること。																					
カ) 植栽	- 敷地内の緑化に努め、地域に根ざした樹種の植栽を行うこと。 - 屋敷林等の既存樹木をできる限り保全・活用すること。 - 生垣等の整備に努めること。																					

※1) 改築の際の建物の高さについては、現況高さの 2/3、もしくは各区域の高さ基準のうち、高いほうまでとする。

※2) 自然素材を用いる場合は、この限りではない。

■ その他行為の基準

ア) 屋外堆積物	・ 主要道路および良好な視点場からの平野の眺望を妨げる場所は避けること。 ・ その他の場所においても、主要道路から堆積物が見えないよう、生垣等で遮蔽すること。
イ) 土石の採取	・ 採取・採掘を行なう際は、その面積を最小限にとどめ、当該行為にかかる不必要な伐採は避けること。 ・ 行為後は土地の状況を原状に復旧すること。
ウ) 開発行為・土地の改変	・ 平野の一体的な景観を分断する恐れがあるため、高さ3mかつ長さ50mを越える法面が生じる造成はできる限り行わないこと。
エ) 水面の埋め立て・干拓	・ 護岸は石積み護岸・木杭護岸など、周辺の自然景観と調和したものとする。
オ) 伐採	・ できる限り既存樹木の保全・活用に努め、必要最小限の伐採にとどめること。
カ) 自動販売機	・ 自動販売機の設置・補修の際には、以下の措置を施すこととする。 【色彩・意匠】 本体の塗装色は、建物外壁色の色彩基準に準拠した色とすること。 【光量】 できるだけ光量を抑え、夜間の良好な環境に配慮すること

※本区域は、以上に示す基準に加え、自主的な基準として「宿根木地区歴史的景観条例」に規定する基準を上乗せします。

特別区域：文化的景観保存計画に位置付けられた区域

41 頁の選定基準のうち、ト) に該当するものは、以下の基準とする。

■ 建築物・工作物の基準

項目	景観形成基準
ア) 配置	当該区域が位置付けられた文化的景観保存計画の規定による
イ) 高さ	
ウ) 屋根形態	
エ) 色彩	
オ) 素材	
カ) 植栽	

■ その他行為の基準

項目	景観形成基準
条例規則 7 条 により定めた 行為	当該区域が位置付けられた文化的景観保存計画の規定による

佐渡西三川の砂金山由来の農山村景観(西三川特別区域) 景観形成基準

■ 建築物・工作物の基準

項目	景観形成基準		
	笹川集落区域 (文化的景観担当部局と事前協議を行う)	笹川集落周辺区域 (原則、以下の基準とし、必要に応じ文化的景観担当部局と事前協議を行う)	山林・農地・海岸区域(※自然・農漁村区域に準じる) (原則、以下の基準とし、必要に応じ文化的景観担当部局と事前協議を行う)
ア)配置	・道路からできるだけ後退させて設置し、道路に接する境界には植栽を施すこと。 ・母屋（住居）は、道路からできるだけ後退させて配置すること。やむを得ず道路に面して母屋（住居）を設ける場合は、1階建てとすること。 ・蔵、車庫、納屋等の出入口は、できる限り道路に面して設けないこと。 ・建築物に付属する設備機器等は、道路、その他の公共の場所から見えにくくするよう工夫すること。	・農山村においては、道路からできるだけ後退させて設置し、道路に接する境界には植栽を施すこと。 ・歴史的景観に配慮し、歴史的建造物の建物配置についてはできる限り現況を維持すること。 ・建築物に付属する設備機器等は、道路（私道を除く）その他の公共の場所から公衆によって見えにくくするよう工夫すること。やむを得ない場合は、意匠・色彩等への配慮を行うことで対応すること。	・〔海岸〕 隣地の建築物の壁面位置に配慮し、まちなみの連続性や一体性に配慮した配置に努めること。 ・〔山林・農地〕 道路からできるだけ後退させて設置し、道路に接する境界には植栽を施すこと。 ・建築物に付属する設備機器等は、道路（私道を除く）その他の公共の場所から公衆によって見えにくくするよう工夫すること。
イ)高さ	【建築物】 最高高さ10mかつ2階建て以下とすること。 【工作物A】 高さ12m以下とすること。 【工作物B】 なるべく設けないこと。やむを得ない場合は、高さ1.5m以下とすること。 【工作物C】 高さ15m以下とすること。 【工作物D】 高さ12m以下とすること。	【建築物】 最高高さ10mかつ2階建て以下とすること。 【工作物A】 高さ12m以下とすること。 【工作物B】 高さ1.5m以下とすること。 【工作物C】 高さ15m以下とすること。 【工作物D】 高さ12m以下とすること。	【建築物】 〔海岸〕 軒高9 m以下とすること。 〔山林・農地〕 最上部までの高さを13m以下とすること。 【工作物A】 高さ15m以下とすること。 【工作物B】 高さ1.5m以下とすること。 【工作物C】 高さ20m以下とすること。 【工作物D】 高さ15m以下とすること。
ウ)屋根形態	・勾配屋根とすること。 ・母屋（住居）は、できる限り平入り（出入口に対して棟を横向き）とすること。	・できる限り勾配屋根とすること。	・〔海岸〕 屋根の形態は周辺の建物と調和し、まちなみと一体となるよう配慮すること。 ・〔山林・農地〕 できる限り勾配屋根とすること。
エ)色彩	・彩度4以下とすること。 ・できる限り下記の色を用いること。 【外壁色】 <色相 0YR～5Y> 〔彩度〕4以下 〔明度〕3～8 <色相 R及び5Y～10Y> 〔彩度〕2以下 〔明度〕3～8 <その他色相> 〔彩度〕1以下 〔明度〕3～8 <無彩色> 〔明度〕3～8 ・外壁色は、木板・漆喰など自然素材に合わせた色彩とすること。 ・屋根色は、焼瓦などに合わせた色彩とすること。	・彩度4以下とすること。 ・できる限り下記の色を用いること。 【外壁色】 <色相 0YR～5Y> 〔彩度〕4以下、〔明度〕3～8 <色相 R及び5Y～10Y> 〔彩度〕2以下、〔明度〕3～8 <その他色相> 〔彩度〕1以下、〔明度〕3～8 <無彩色> 〔明度〕3～8 ・当該建物の歴史性に配慮し、そこに依拠した色彩を維持すること。 ・建築物及び建具・アルミサッシの色彩は、できる限り茶系色もしくは無彩色とすること。 ・屋根色は板葺・焼瓦などに合わせた色彩とすること。	・彩度4以下とすること。 ・できる限り下記の色を用いること。 【外壁色】 <色相 0YR～5Y> 〔彩度〕4以下 〔明度〕3～8 <色相 R及び5Y～10Y> 〔彩度〕2以下 〔明度〕3～8 <その他色相> 〔彩度〕1以下 〔明度〕3～8 <無彩色> 〔明度〕3～8 【屋根色】 〔彩度〕2以下 〔明度〕4以下
オ)素材	・自然等周辺の環境と調和する素材とすること。 ・屋根材は、できる限り焼瓦または自然素材を用いること。やむを得ず金属板を用いる場合は、はぜ葺き等凹凸が目立たない葺き方とし、色彩や光沢を抑え、周囲の景観と調和するように努めること。 ・外壁材は、木板を基本とし、土・漆喰等の湿式仕上げも可能とする。ただし、やむを得ない場合は、湿式仕上げと色彩や風合いを合わせた外壁材（サイディング等）を使用してもよい。 ・建具は、木製または木と調和するように色彩や光沢に配慮した素材とすること。 ・吸排気口、とい等は、道路、その他の公共の場所から見えにくくするよう素材や色彩を工夫すること。	【建築物】 ・周辺環境と調和した素材とすること。 ・既存の住宅に合せ、できる限り自然素材（木、土等）を用いた外壁材を使用すること。 ・屋根材は、できる限り現状の伝統的素材を用いること。 ・自然素材を使用しない場合でも、市の同意を得た上で、塗装や吹き付けタイル等で自然の風合いに近づける工夫をすること。 【工作物】 ・可能な限り自然素材を用いること。 ・機能の観点からやむを得ず人工素材を用いる場合は、修景等を施すこと。	・自然等周辺の環境と調和する素材とすること。 ・できる限り自然素材を用いた外壁材（木、土等）を使用すること。 ・自然素材を使用しない場合でも、市の同意を得た上で塗装や吹付けタイル等で自然の風合いに近づける工夫をすること。
カ)植栽	・屋敷林等の既存樹種をできる限り保全・活用すること。 ・生垣等の整備に努めること。 ・敷地内の緑化に努め、地域に根ざした樹種とすること。 ・周囲と調和する植栽を心がけ、日常の手入れに努めること。	・敷地内の緑化に努め、地域に根ざした樹種の植栽を行うこと。 ・屋敷林等の既存樹種をできる限り保全・活用すること。	・敷地内の緑化に努め、地域に根ざした樹種の植栽を行うこと。 ・屋敷林等の既存樹種をできる限り保全・活用すること。 ・生垣等の整備に努めること。
キ)その他	・敷地内は、できる限りコンクリート、アスファルト等で舗装しないこと。 ・土留め等を設ける場合は、石積みとすること。構造上、やむを得ない場合はコンクリート造も可能とするが、石積みと調和するように表面の仕上に工夫すること。 ・上排水設備及びこれらの点検口は、道路、その他の公共の場所から見えにくくするよう工夫すること。 ・環境を保護するため、浄化槽の設置に努めること。		

工作物A：煙突、柱類（電柱を除く）、高架水槽、物見塔、装飾塔、記念塔、大規模な遊戯施設その他これらに類するもの
工作物B：擁壁、さく、塀、その他これらに類するもの
工作物C：電気供給、電気通信等の用途に供するもの
工作物D：石油、ガス、穀物、飼料等の貯蔵及び処理の用に供する施設、立体駐車場、プラント等の製造施設、汚物処理施設、ごみ焼却施設その他これらに類するもの

佐渡西三川の砂金山由来の農山村景観(西三川特別区域) 景観形成基準

■ その他の行為の基準

項目	景観形成基準		
	笹川集落区域 (文化的景観担当部局と事前協議を行う)	笹川集落周辺区域 (必要に応じ文化的景観担当部局と事前協議を行う)	山林・農地・海岸区域(※自然・農漁村区域に準じる) (必要に応じ文化的景観担当部局と事前協議を行う)
ア)屋外堆積物	・周辺からの見え方に配慮し、可能な限り高さを抑えること。 ・周辺から目立たないよう、生垣等で遮蔽すること。 ・資材等の廃棄場所にならないよう、景観の保持に努めること。 ・できる限り高さ1.5m以下かつ面積150㎡以下とすること。	・周辺からの見え方に配慮し、可能な限り高さを抑えること。 ・できる限り高さ1.5m以下かつ面積150㎡以下とすること。 ・資材等の廃棄場所にならないよう、景観の保持に努めること。	・〔海岸〕主要道路から海岸への眺望を妨げる場所は避けること。その他の場所においても、主要道路から堆積物が見えないよう、生垣等で遮蔽すること。 ・〔山村・農地〕周辺からの見え方に配慮し、可能な限り高さを抑えること。周辺から目立たないよう、生垣等で遮蔽すること。
イ)土石の採取	・採取・採掘を行う際は、その面積を最小限にとどめ、当該行為にかかる不必要な伐採は避けること。 ・行為後は、土地の状況を現状に復旧すること。 ・用途・規模に関わらず、文化的景観部局との事前協議により、周囲の景観への配慮を最大限行うこと。	・採取・採掘を行う際は、その面積を最小限にとどめ、当該行為にかかる不必要な伐採は避け、周辺の景観への配慮を最大限行うこと。 ・行為後は土地の形状を原状に復すること。 ・石垣等の解体・石材の採取については、当該地域における重要な文化的価値を有する可能性もあり、できる限り現状を維持すること。	・採取・採掘を行う際は、その面積を最小限にとどめ、当該行為にかかる不必要な伐採は避けること。 ・行為後は、土地の状況を現状に復旧すること。
ウ)開発行為・土地の改変	・開発による土地造成に伴い、高さが5mかつ長さ50mを超える法面が生じる造成はできる限り行わないこと。 ・用途・規模に関わらず、文化的景観部局との事前協議により、周囲の景観への配慮を最大限行うこと。	・周辺からの見え方に配慮し、必要最小限の改変にとどめること。 ・農山村においては、開発による土地造成に伴い、高さが5mかつ長さが50mを超える法面が生ずる造成はできる限り行わないこと。	・〔海岸〕主要道路から海岸へ眺望を妨げる土地の改変はできる限り行わないこと。開発により生じる法面は、植生で覆い、裸地を少なくすること。 ・〔山林・農地〕開発による土地造成に伴い、高さが5mかつ長さ50mを超える法面が生じる造成はできる限り行わないこと。
エ)水面の埋立て・干拓	・護岸は、石積み護岸、木杭護岸など、周辺の自然景観と調和したものとする。こと。 ・自然護岸・自然石護岸・自然河床の保全に努めること。 ・多様な生態系の維持に努めること。 ・周囲の景観への配慮を最大限行うこと。	・護岸は石積み護岸・木杭護岸など、周辺の自然景観と調和したものとする。こと。 ・自然護岸・自然石護岸・自然河床の保全に努めること。 ・多様な生態系の維持に努めること。	・護岸は、石積み護岸、木杭護岸など、周辺の自然景観と調和したものとする。こと。
オ)伐採	・できる限り既存樹木の保全・活用に努め、必要最小限の伐採にとどめること。 ・樹姿または樹勢のすぐれた樹木は保存し、日常の手入れに努めること。	・できる限り既存樹木の保全・活用に努め、必要最小限の伐採にとどめること。 ・樹姿または樹勢のすぐれた樹木は保存し、日常の手入れに努めること。	・できる限り既存樹木の保全・活用に努め、必要最小限の伐採にとどめること。
カ)自動販売機	・自動販売機の設置・補修の際には、以下の措置を施すこととする。 【色彩・意匠】 ・本体の塗装色は、建物外壁色の色彩基準に準拠した色とすること。 ・自動販売機を設置する場合は、木製格子枠の使用や建物の中への取り込みなどにより、周辺景観との調和に配慮すること。 【光量】 ・できるだけ光量を抑え、夜間の良好な景観に配慮すること。	・自動販売機の設置・補修の際には、以下の措置を施すこと。 【色彩・意匠】 ・本体の塗装色は、建物外壁色の色彩基準に準拠した色とすること。 【光量】 ・できるだけ光量を抑え、夜間の良好な景観に配慮すること。	・自動販売機の設置・補修の際には、以下の措置を施すこと。 【色彩・意匠】 ・本体の塗装色は、建物外壁色の色彩基準に準拠した色とすること。 【光量】 ・できるだけ光量を抑え、夜間の良好な景観に配慮すること。
キ)その他	【砂金山関連遺構】 ・砂金採掘地跡・水路跡・堤跡などの遺構の保全に努めること（周知の埋蔵文化財包蔵地として保護を図る）。 【信仰に関する空間】 ・寺社・伝承地・墓地等の空間は、周囲の樹木も含め保存することとし、聖地性（場所性）を損なわないようにすること。 【石垣景観】 ・笹川集落内に多数分布する石垣の景観は特徴的であり、保全に努めること。 【農地】 ・耕作放棄地が少ないため、現状維持に努めること。 ・長期にわたる土石、廃棄物、再生資源等の堆積は行わないこと。 【用水路網・畦畔等】 ・砂金稼ぎのために遠方から引いた歴史的な用水の保全に努めること。 ・新たな法面・擁壁等の造成は行わないこと。 ・自然護岸・自然河床・自然法面の保全に努めること。 【ため池】 ・営農を継続させるための水利システムの維持を第一に考え、維持管理・補修を行いつつ、景観の保全を図ること。		

特別区域:佐渡相川の鉱山及び鉱山町の文化的景観区域(上町景観重点保全区域)

■ 建築物・工作物の基準

項目	景観形成基準
	上町景観重点保全区域(原則、以下の基準とし、文化的景観担当部局と事前協議を行う)
ア)配置	【建築物】 ・隣地の建築物の壁面位置に配慮し、まちなみの連続性や一体性に配慮した配置に努めること。 ・歴史的建造物の建物配置についてはできる限り現況を維持すること。 ・駐車場等は前面道路に面して設けないこととする。 ・建築物に付属する設備機器等は、道路（私道を除く）その他の公共の場所から公衆によって見えにくくするよう工夫すること。やむを得ない場合は、意匠・色彩等への配慮を行うことで対応すること。 【工作物】 ・新設にあたっては、事前に周辺景観との視覚的影響等を検討し、最も影響が少ない配置を選択すること。
イ)高さ	【建築物】前面道路を起点として、最高高さ10mかつ2階建て以下とし、できる限り、隣接する建物の軒高との関係性に調和した高さにすること。 【工作物A】なるべく設けないこととし、やむを得ず設ける場合は、周辺からの見え方に配慮し、高さ9m以下とすること。 【工作物B】高さ1.5m以下とすること。 【工作物C】高さ15m以下とすること。 【工作物D】なるべく設けないこととし、やむを得ず設ける場合は、周辺からの見え方に配慮し、高さ9m以下とすること。
ウ)屋根形態	・屋根の形態は周辺の建物と調和するよう平入りを原則とし、まちなみと一体となるよう配慮すること。 ・勾配屋根とすること。
エ)色彩	・彩度4以下とすること。 ・できる限り下記の色を用いること。 【外壁色】 <色相 0YR～5Y> [彩度] 4以下、[明度] 3～8 <色相 R及び5Y～10Y> [彩度] 2以下、[明度] 3～8 <その他色相> [彩度] 1以下、[明度] 3～8 <無彩色> [明度] 3～8 【屋根色】 [彩度] 2以下、[明度] 4以下 【建築物】 ・当該建物の歴史性に配慮し、そこに依拠した色彩を維持すること。 ・建築物及び建具・アルミサッシの色彩は、できる限り茶系色もしくは無彩色とすること。 ・屋根色は板葺・焼瓦などに合わせた色彩とすること。 【工作物】 ・人工素材を用いた工作物の色彩は、茶系色を用いること。 ・自然素材を用いる場合は、自然の色調を維持すること。
オ)素材	【建築物】 ・周辺環境と調和した素材とすること。 ・既存の住宅に合せ、できる限り自然素材（木、土等）を用いた外壁材を使用すること。 ・できる限り当初材を利用し、屋根材は、できる限り現状の伝統的素材を用いること。 ・自然素材を使用しない場合でも、市の同意を得た上で、塗装や吹き付けタイル等で自然の風合いに近づける工夫をすること。 【工作物】 ・可能な限り自然素材を用いること。 ・機能の観点からやむを得ず人工素材を用いる場合は、修景等を施すこと。
カ)植栽	・敷地内の緑化に努め、地域に根ざした樹種の植栽を行うこと。 ・屋敷林等の既存樹種をできる限り保全・活用すること。 ・生垣の整備に努めること。

■ その他の行為の基準

項目	景観形成基準
	上町景観重点保全区域(原則、以下の基準とし、文化的景観担当部局と事前協議を行う)
ア)屋外堆積物	・周辺からの見え方に配慮し、可能な限り高さを抑えることとし、やむを得ない場合は高さ1.5m以下かつ面積150㎡以下とすること。 ・周辺から目立たないよう、生垣等で遮蔽すること。 ・資材等の廃棄場所にならないよう、景観の保持に努めること。
イ)土石の採取	・採取・採掘を行う際は、その面積を最小限にとどめ、当該行為にかかる不必要な伐採は避け、周辺の景観への配慮を最大限行うこと。 ・行為後は土地の形状を原状に復すること。 ・石垣等の解体・石材の採取については、当該地域における重要な文化的価値を有する可能性もあり、できる限り現状を維持すること。
ウ)開発行為・土地の改変	・なるべく行わないこととし、やむを得ない場合は、周辺からの見え方に配慮し、必要最小限の改変にとどめること。 ・公共の用に供する施設整備に必要な用地は最小限度とすること。 ・駐車場は、住民の居住及び営業用（店舗の客用）に必要最小限とし、やむを得ず舗装する場合は、周辺の景観への配慮を最大限行うこと。 ・法面を植生で覆い、裸地を少なくすること。 ・法面をコンクリート等で覆う場合は、法尻部分に高木の植栽を行って景観を緩和すること。
エ)水面の埋立て・干拓	
オ)伐採	・できる限り既存樹木の保全・活用に努め、必要最小限の伐採にとどめること。 ・樹姿又は樹勢のすぐれた樹木は保存し、日常の手入れに努めること。
カ)自動販売機	・自動販売機の設置・補修の際には、以下の措置を施すこととする。 【色彩・意匠】本体の塗装色は、建物外壁色の色彩基準に準拠した色とすること。 【光量】できるだけ光量を抑え、夜間の良好な景観に配慮すること。

特別区域:佐渡相川の鉱山及び鉱山町の文化的景観区域(町場区域)

■ 建築物・工作物の基準

項目	景観形成基準
	町場区域(原則、以下の基準とし、必要に応じ文化的景観担当部局と事前協議を行う)
ア)配置	・隣地の建築物の壁面位置及び奥行規模に配慮し、まちなみの連続性や一体性に配慮した配置に努めること。 ・歴史的景観に配慮し、歴史的建造物の建物配置についてはできる限り現況を維持すること。 ・建築物に付随する設備機器等は、道路（私道を除く）その他の公共の場所から公衆によって見えにくくするよう工夫すること。やむを得ない場合は、意匠・色彩等への配慮を行うことで対応すること。
イ)高さ	【建築物】前面道路を起点として、最高高さ10mかつ2階建て以下とし、できる限り、隣接する建物の軒高との関係性に調和した高さにすること。 【工作物A】高さ12m以下とすること。 【工作物B】高さ1.5m以下とすること。 【工作物C】高さ15m以下とすること。 【工作物D】高さ12m以下とすること。
ウ)屋根形態	・屋根の形態は周辺の建物と調和するよう平入りを原則とし、まちなみと一体となるよう配慮すること。 ・勾配屋根とすること。
エ)色彩	・彩度4以下とすること。 ・できる限り下記の色を用いること。 【外壁色】 <色相 0YR～5Y> [彩度] 4以下、[明度] 3～8 <色相 R及び5Y～10Y> [彩度] 2以下、[明度] 3～8 <その他色相> [彩度] 1以下、[明度] 3～8 <無彩色> [明度] 3～8 ・当該建物の歴史性に配慮し、そこに依拠した色彩を維持すること。 ・建築物及び建具・アルミサッシの色彩は、できる限り茶系色もしくは無彩色とすること。 ・屋根色は板葺・焼瓦などに合わせた色彩とすること。
オ)素材	【建築物】 ・周辺環境と調和した素材とすること。 ・既存の住宅に合せ、できる限り自然素材（木、土等）を用いた外壁材を使用すること。 ・屋根材は、できる限り現状の伝統的素材を用いること。 ・自然素材を使用しない場合でも、市の同意を得た上で、塗装や吹き付けタイル等で自然の風合いに近づける工夫をすること。 【工作物】 ・可能な限り自然素材を用いること。 ・機能の観点からやむを得ず人工素材を用いる場合は、修景等を施すこと。
カ)植栽	・敷地内の緑化に努め、地域に根ざした樹種の植栽を行うこと。 ・屋敷林等の既存樹種をできる限り保全・活用すること。 ・生垣の整備に努めること。

■ その他の行為の基準

項目	景観形成基準
	町場区域(原則、以下の基準とし、必要に応じ文化的景観担当部局と事前協議を行う)
ア)屋外堆積物	・周辺からの見え方に配慮し、可能な限り高さを抑えることとし、やむを得ない場合は高さ1.5m以下かつ面積150㎡以下とすること。 ・周辺から目立たないよう、生垣等で遮蔽すること。 ・資材等の廃棄場所にならないよう、景観の保持に努めること。
イ)土石の採取	・採取・採掘を行う際は、その面積を最小限にとどめ、当該行為にかかる不必要な伐採は避け、周辺の景観への配慮を最大限行うこと。 ・行為後は土地の形状を原状に復すること。 ・石垣等の解体・石材の採取については、当該地域における重要な文化的価値を有する可能性もあり、できる限り現状を維持すること。
ウ)開発行為・土地の改変	・周辺からの見え方に配慮し、必要最小限の改変にとどめること。 ・駐車場は、住民の居住及び営業用（店舗の客用）に必要最小限とし、やむを得ず舗装する場合は、周辺の景観への配慮を最大限行うこと。 ・法面を植生で覆い、裸地を少なくすること。 ・法面をコンクリート等で覆う場合は、法尻部分に高木の植栽を行って景観を緩和すること。
エ)水面の埋立て・干拓	・護岸は石積み護岸・木杭護岸など、周辺の自然景観と調和したものとする。こと。 ・自然護岸・自然石護岸・自然河床の保全に努めること。 ・多様な生態系の維持に努めること。
オ)伐採	・できる限り既存樹木の保全・活用に努め、必要最小限の伐採にとどめること。 ・樹姿又は樹勢のすぐれた樹木は保存し、日常の手入れに努めること。
カ)自動販売機	・自動販売機の設置・補修の際には、以下の措置を施すこととする。 【色彩・意匠】本体の塗装色は、建物外壁色の色彩基準に準拠した色とすること。 【光量】できるだけ光量を抑え、夜間の良好な景観に配慮すること。

特別区域：佐渡相川の鉱山及び鉱山町の文化的景観区域（農漁村及び森林区域）

■ 建築物・工作物の基準

項目	景観形成基準
	農漁村及び森林区域(原則、以下の基準とし、必要に応じ文化的景観担当部局と事前協議を行う)
ア)配置	・漁村においては、隣地の建築物の壁面位置に配慮し、まちなみの連続性や一体性に配慮した配置に努めること。 ・農山村においては、道路からできるだけ後退させて設置し、道路に接する境界には植栽を施すこと。 ・歴史的景観に配慮し、歴史的建造物の建物配置についてはできる限り現況を維持すること。 ・建築物に付属する設備機器等は、道路(私道を除く)その他の公共の場所から公衆によって見えにくくするよう工夫することとする。やむを得ない場合は、意匠・色彩等への配慮を行うことで対応すること。
イ)高さ	【建築物】最高高さ10mかつ2階建て以下とすること。 【工作物A】高さ12m以下とすること。 【工作物B】高さ1.5m以下とすること。 【工作物C】高さ15m以下とすること。 【工作物D】高さ12m以下とすること。
ウ)屋根形態	・できる限り勾配屋根とすること。
エ)色彩	・彩度4以下とすること。 ・できる限り下記の色を用いること。 【外壁色】 <色相 0YR～5Y> [彩度] 4以下、[明度] 3～8 <色相 R及び5Y～10Y> [彩度] 2以下、[明度] 3～8 <その他色相> [彩度] 1以下、[明度] 3～8 <無彩色色> [明度] 3～8 【屋根色】 [彩度] 2以下、[明度] 4以下 ・当該建物の歴史性に配慮し、そこに依拠した色彩を維持すること。 ・建築物及び建具・アルミサッシの色彩は、できる限り茶系色もしくは無彩色とすること。 ・屋根色は板葺・焼瓦などに合わせた色彩とすること。
オ)素材	【建築物】 ・周辺環境と調和した素材とすること。 ・既存の住宅に合せ、できる限り自然素材(木、土等)を用いた外壁材を使用すること。 ・屋根材は、できる限り現状の伝統的素材を用いること。 ・自然素材を使用しない場合でも、市の同意を得た上で、塗装や吹き付けタイル等で自然の風合いに近づける工夫をすること。 【工作物】 ・可能な限り自然素材を用いること。 ・機能の観点からやむを得ず人工素材を用いる場合は、修景等を施すこと。
カ)植栽	・敷地内の緑化に努め、地域に根ざした樹種の植栽を行うこと。 ・屋敷林等の既存樹種をできる限り保全・活用すること。

■ その他の行為の基準

項目	景観形成基準
	農漁村及び森林区域(原則、以下の基準とし、必要に応じ文化的景観担当部局と事前協議を行う)
ア)屋外堆積物	・周辺からの見え方に配慮し、可能な限り高さを抑えることとし、やむを得ない場合は高さ1.5m以下かつ面積150㎡以下とすること。 ・資材等の廃棄場所にならないよう、景観の保持に努めること。
イ)土石の採取	・採取・採掘を行う際は、その面積を最小限にとどめ、当該行為にかかる不必要な伐採は避け、周辺の景観への配慮を最大限行うこと。 ・行為後は土地の形状を原状に復すること。 ・石垣等の解体・石材の採取については、当該地域における重要な文化的価値を有する可能性もあり、できる限り現状を維持すること。
ウ)開発行為・土地の改変	・周辺からの見え方に配慮し、必要最小限の改変にとどめること。 ・漁村においては、主要道路から海岸への眺望を妨げる土地の改変はできる限り行わないこと。 ・漁村においては、開発による法面は植生で覆い、裸地を少なくすること。 ・農山村においては、開発による土地造成に伴い、高さが5mかつ長さが50mを超える法面が生ずる造成はできる限り行わないこと。
エ)水面の埋立て・干拓	・護岸は石積み護岸・木杭護岸など、周辺の自然景観と調和したものとする。 ・自然護岸・自然石護岸・自然河床の保全に努めること。 ・多様な生態系の維持に努めること。
オ)伐採	・できる限り既存樹木の保全・活用に努め、必要最小限の伐採にとどめること。 ・樹姿又は樹勢のすぐれた樹木は保存し、日常の手入れに努めること。
カ)自動販売機	・自動販売機の設置・補修の際には、以下の措置を施すこととする。 【色彩・意匠】本体の塗装色は、建物外壁色の色彩基準に準拠した色とすること。 【光量】できるだけ光量を抑え、夜間の良好な景観に配慮すること。

佐渡金銀山景観保全区域(佐渡金銀山特別区域) 景観形成基準

■ 建築物・工作物の基準

項目	景観形成基準 (原則、以下の基準とし、必要に応じ文化的景観担当部局と事前協議を行う)
ア)配置	・漁村においては、隣地の建築物の壁面位置に配慮し、まちなみの連続性や一体性に配慮した配置に努めること。 ・農山村においては、道路からできるだけ後退させて設置し、道路に接する境界には植栽を施すこと。 ・歴史的景観に配慮し、歴史的建造物の建物配置についてはできる限り現況を維持すること。 ・建築物に付属する設備機器等は、道路（私道を除く）その他の公共の場所から公衆によって見えにくくするよう工夫すること。やむを得ない場合は、意匠・色彩等への配慮を行うことで対応すること。
イ)高さ	【建築物】最高高さ10mかつ2階建て以下とすること。 【工作物A】高さ12m以下とすること。 【工作物B】高さ1.5m以下とすること。 【工作物C】高さ15m以下とすること。 【工作物D】高さ12m以下とすること。
ウ)屋根形態	・できる限り勾配屋根とすること。
エ)色彩	・彩度4以下とすること。 ・できる限り下記の色を用いること。 【外壁色】 <色相 0YR～5Y> [彩度] 4以下、[明度] 3～8 <色相 R及び5Y～10Y> [彩度] 2以下、[明度] 3～8 <その他色相> [彩度] 1以下、[明度] 3～8 <無彩色> [明度] 3～8 ・当該建物の歴史性に配慮し、そこに依拠した色彩を維持すること。 ・建築物及び建具・アルミサッシの色彩は、できる限り茶系色もしくは無彩色とすること。 ・屋根色は板葺・焼瓦などに合わせた色彩とすること。
オ)素材	【建築物】 ・周辺環境と調和した素材とすること。 ・既存の住宅に合せ、できる限り自然素材（木、土等）を用いた外壁材を使用すること。 ・屋根材は、できる限り現状の伝統的素材を用いること。 ・自然素材を使用しない場合でも、市の同意を得た上で、塗装や吹き付けタイル等で自然の風合いに近づける工夫をすること。 【工作物】 ・可能な限り自然素材を用いること。 ・機能の観点からやむを得ず人工素材を用いる場合は、修景等を施すこと。
カ)植栽	・敷地内の緑化に努め、地域に根ざした樹種の植栽を行うこと。 ・屋敷林等の既存樹種をできる限り保全・活用すること。

工作物A：煙突、柱類（電柱を除く）、高架水槽、物見塔、装飾塔、記念塔、大規模な遊戯施設その他これらに類するもの

工作物B：擁壁、さく、堀、その他これらに類するもの

工作物C：電気供給、電気通信等の用途に供するもの

工作物D：石油、ガス、穀物、飼料等の貯蔵及び処理の用に供する施設、立体駐車場、プラント等の製造施設、汚物処理施設、ごみ焼却施設その他これらに類するもの

■ その他の行為の基準

項目	景観形成基準 (原則、以下の基準とし、必要に応じ文化的景観担当部局と事前協議を行う)
ア)屋外堆積物	・周辺からの見え方に配慮し、可能な限り高さを抑えること。 ・できる限り高さ1.5m以下かつ面積150㎡以下とすること。 ・資材等の廃棄場所にならないよう、景観の保持に努めること。
イ)土石の採取	・採取・採掘を行う際は、その面積を最小限にとどめ、当該行為にかかる不必要な伐採は避け、周辺の景観への配慮を最大限行うこと。 ・行為後は土地の形状を原状に復すること。 ・石垣等の解体・石材の採取については、当該地域における重要な文化的価値を有する可能性もあり、できる限り現状を維持すること。
ウ)開発行為・土地の改変	・周辺からの見え方に配慮し、必要最小限の改変にとどめること。 ・漁村においては、主要道路から海岸への眺望を妨げる土地の改変はできる限り行わないこと。 ・漁村においては、開発による法面は植生で覆い、裸地を少なくすること。 ・農山村においては、開発による土地造成に伴い、高さが5mかつ長さが50mを超える法面が生ずる造成はできる限り行わないこと。
エ)水面の埋立て・干拓	・護岸は石積み護岸・木杭護岸など、周辺の自然景観と調和したものとすること。 ・自然護岸・自然石護岸・自然河床の保全に努めること。 ・多様な生態系の維持に努めること。
オ)伐採	・できる限り既存樹木の保全・活用に努め、必要最小限の伐採にとどめること。 ・樹姿又は樹勢のすぐれた樹木は保存し、日常の手入れに努めること。
カ)自動販売機	・自動販売機の設置・補修の際には、以下の措置を施すこと。 【色彩・意匠】本体の塗装色は、建物外壁色の色彩基準に準拠した色とすること。 【光量】できるだけ光量を抑え、夜間の良好な景観に配慮すること。

色彩基準のイメージ ①

【市街地域】

【宿根木特別区域】

【相川特別区域】

【自然・農漁村区域】

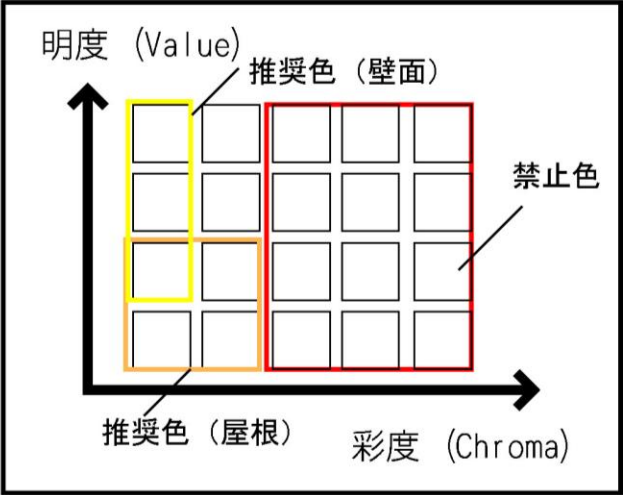
【西三川特別区域】

【佐渡金銀山保全区域】

※)ただし、自然素材を用い、かつ素材の色を活かした物件についてはこの限りではない。



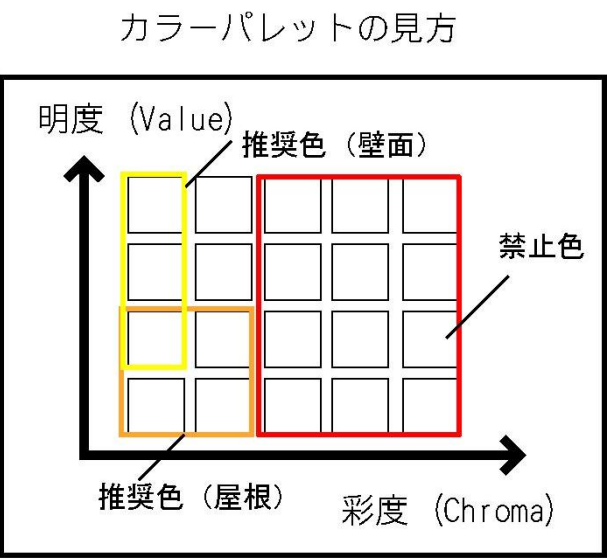
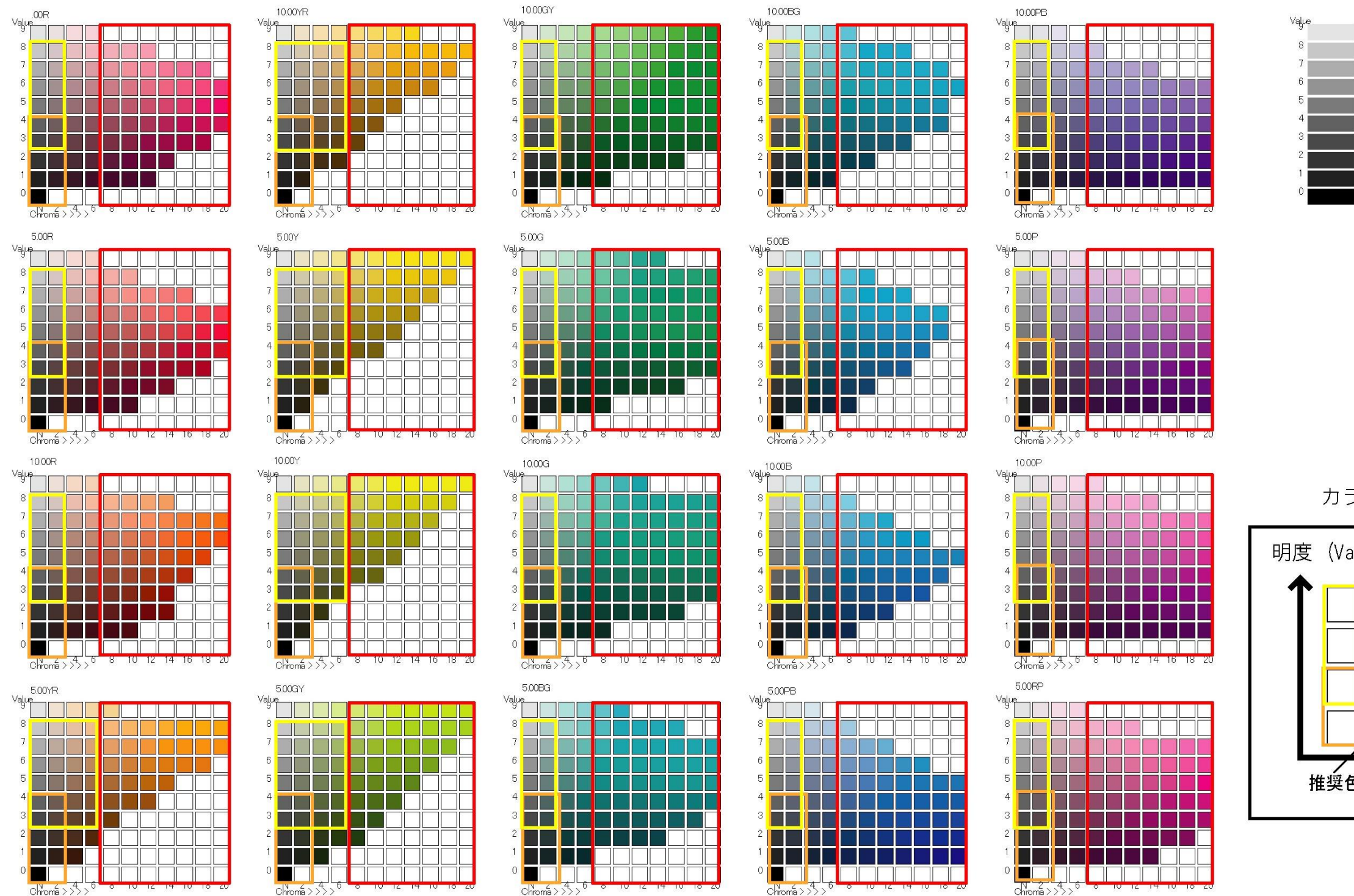
カラーパレットの見方



色彩基準のイメージ ②

【商業・賑わい区域】

※)ただし、自然素材を用い、かつ素材の色を活かした物件についてはこの限りではない。



第8章 景観重要建造物の指定方針（法第8条第2項第4号イ）

1) 景観重要建造物の基本的な考え方

佐渡市内においては、将来に継承していくべき歴史的に評価の高い建造物や、市民に愛され積極的な利用が行われている建造物が数多く残されています。

しかしながら、近年の生活様式の変化や都市開発の進展などにより、まちのにぎわい景観・地域の歴史的景観をつくり出している多くの建造物が消滅の危機にさらされている状況にあります。

そこで、景観法施行規則第6条各号で定める下記の基準に該当すると認められる建造物について、所有者などの同意を得て、景観重要建造物として指定し保全を図ります。

基準：景観法施行規則第6条各号

「地域の自然・歴史・文化等から見て、建造物の外観が景観的な特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観形成に重要であること」

「道路その他の公共の場から公衆によって容易に望見されるものであること」

2) 景観重要建造物の指定方針（積極的に指定を目指すもの）

次のいずれかに該当する建造物は、佐渡市の良好な景観づくりに重要なものと考えられるため、積極的に景観重要建造物として指定し保全を図ります。

①地域の景観を特色付けているもの。

- ・ 外観上の特徴があり、地域の目印になっていたり、愛称で親しまれているもの。
- ・ 地域の歴史的意匠を有しているもの。
- ・ すでに文化財保護法における登録有形文化財、市指定有形文化財、県指定有形文化財である建造物。

②地域住民に親しまれているもの。

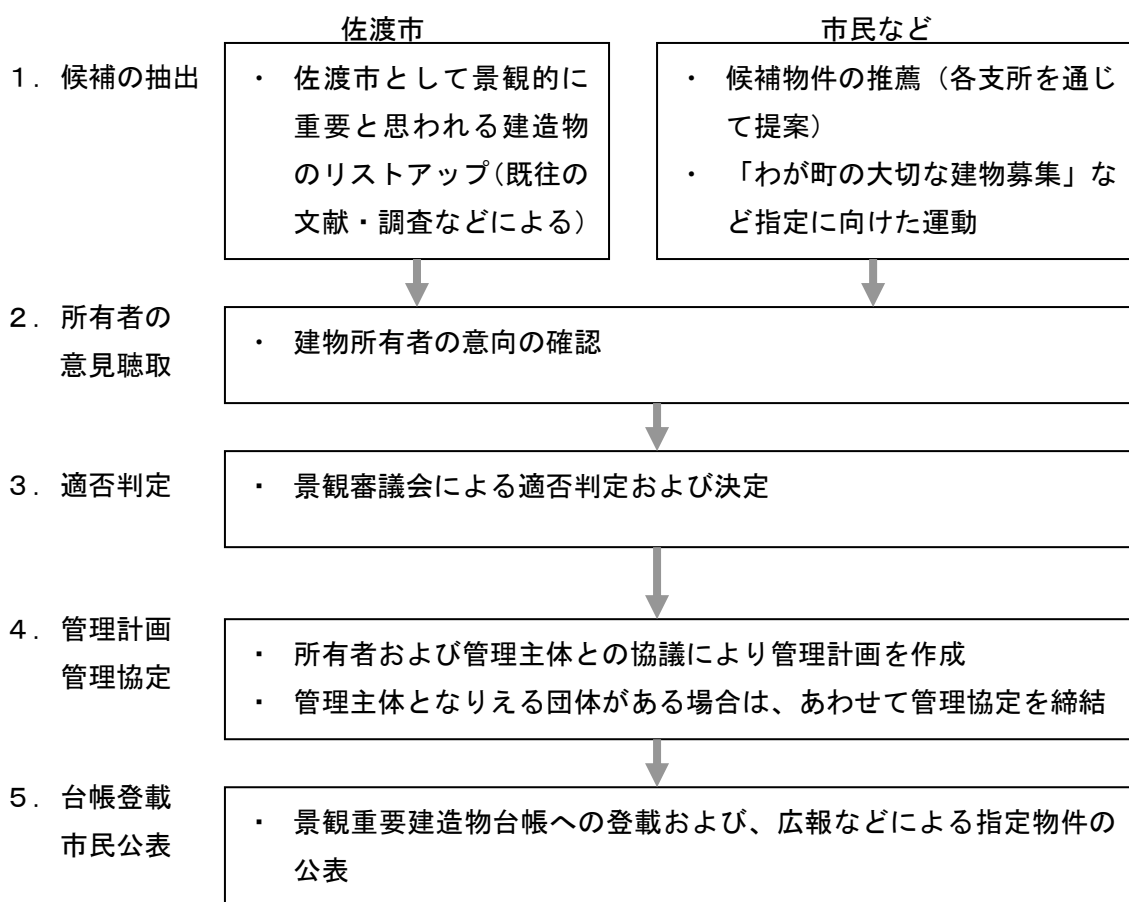
- ・ これまでに対外的評価を得ているもの（佐渡百選など）。
- ・ 積極的な活用が行われているもの。
- ・ 景観上将来にわたって保全・継承の必要性があるもの。
- ・ その他、市民からの申し出によるもので景観上重要であると判断できるもの。

3) 景観重要建造物の指定の方法

景観重要建造物の指定にあたっては、「文献や現地の調査」や「市民や所有者からの推薦」により候補を挙げます。これらについて、景観審議会や景観及び意匠・建築史に関連する分野の専門家の意見を聞いて適否判定を行います。

また、指定に際しては、所有者（管理者）は良好な景観を維持するため管理義務を負うことから、あらかじめ所有者（管理者）と十分な協議を行い、その意向を尊重するものとします。

景観重要建造物指定の手続き手順



4) 景観重要建造物である建築物に対する制限の緩和について

建築基準法第 85 条の 2 においては、「景観法第 19 条第 1 項の規定により景観重要建造物として指定された建築物のうち、良好な景観の保全のためその位置又は構造をその状態において保存すべきものについては、市町村は国土交通大臣の承認を得て制限を緩和することができる」とされています。

今後、これらの制限の一部を緩和する佐渡市独自の条例制定を検討します。

第9章 景観重要樹木の指定方針（法第8条第2項第4号ロ）

1) 景観重要樹木の基本的な考え方

佐渡市には、歴史的・文化的な意義をもつものや、特徴ある樹容、学術的に貴重などの特徴を有する樹木が数多く存在しています。

こうしたものは、景観づくりに重要な役割を担い、地域の自然環境の保全にとっても重要なものです。

そこで、景観法施行規則第11条各号で定める下記の基準に該当すると認められる樹木について、所有者などの同意を得て、景観重要樹木として指定し保全を図ります。

基準：景観法施行規則第11条各号

「地域の自然、歴史、文化等から見て、樹容が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観形成に重要であること」

「道路その他の公共の場から公衆によって容易に望見されるものであること」

2) 景観重要樹木の指定方針

次のいずれかに該当する樹木は、佐渡市の良好な景観づくりに重要なものと考えられるため、積極的に景観重要樹木として指定し保全を図ります。

①地域の景観を特色付けているもの。

- ・ 外観上の特徴があり、地域の目印になっていたり、愛称で親しまれているもの。
- ・ 周囲の環境などにより、心象に残る奇抜な樹形をなすもの。
- ・ 市の保存樹、市指定天然記念物、県指定天然記念物に指定されているもの。

②地域住民に親しまれているもの。

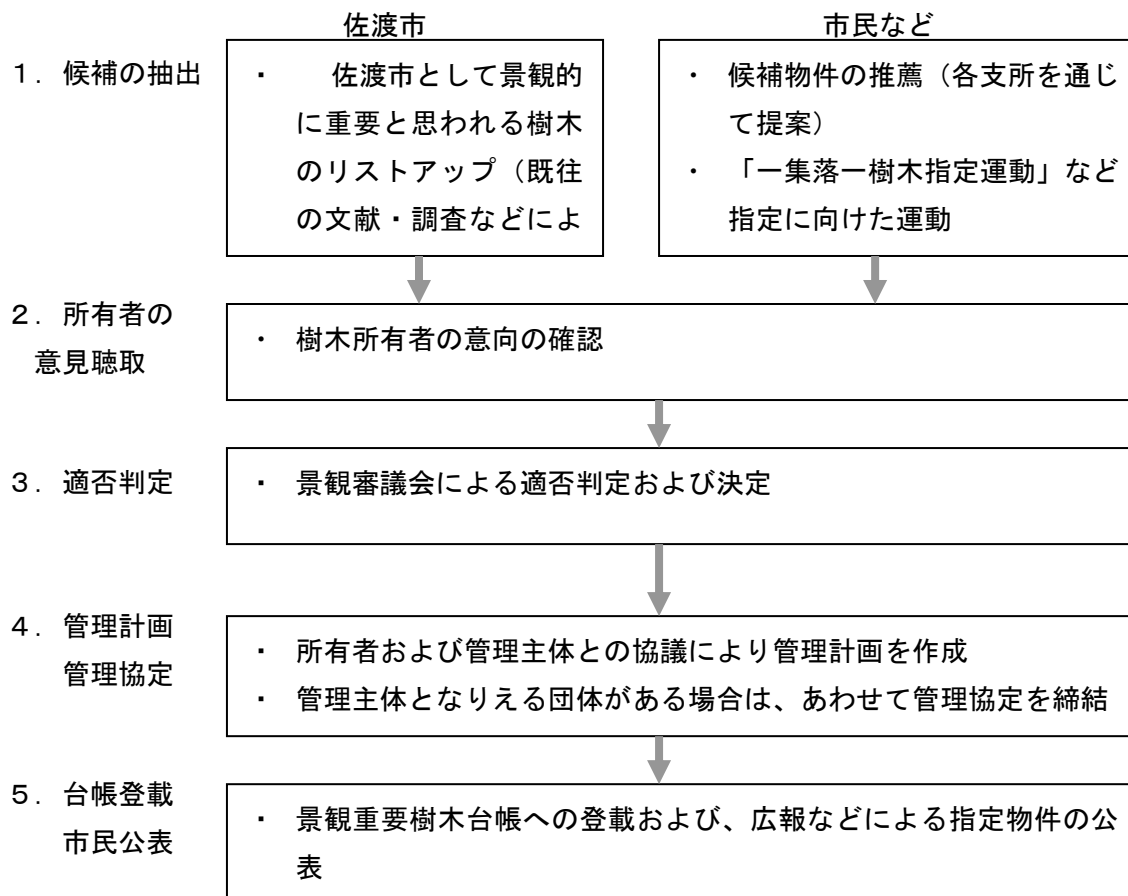
- ・ これまでに対外的評価を得ているもの。
- ・ 積極的な維持管理が行われているもの。
- ・ 景観上将来にわたって保全・継承の必要性があるもの。
- ・ その他、市民からの申し出によるもので景観上重要であると判断できるもの。

3) 景観重要樹木の指定の方法

景観重要樹木の指定は、良好な景観の形成に重要と認められる樹容の景観上の特徴、及びその維持保全状況を確認し、景観及び樹木に関連する分野の専門家の意見を聞いて行うこととします。

また、指定に際しては、所有者（管理者）は良好な景観を維持するため管理義務を負うことから、あらかじめ所有者（管理者）と十分な協議を行い、その意向を尊重するものとします。

景観重要樹木指定の手続き手順



【参考：景観重要樹木の指定候補】

「村雨の松」

両津夷にある村雨の松は、古くから両津港のシンボルとして親しまれ、佐渡に入港する際の目印（ランドマーク）でもありました。

よって、上記の指定方針を満たすものとして「景観重要樹木」の指定候補とします。指定後は、枯損防止に努め、皆に親しまれる樹木として、次代へ継承していきます。

第10章 屋外広告物の表示及び設置に関する行為の制限

(法第8条第2項第5号イ)

1) 屋外広告物の表示及び設置に関する基本的事項

屋外広告物法をもとに佐渡市の景観特性をふまえ、許可基準および適用する区域の指定の方針など、良好な景観を形成するための基本的事項について定めます。

2) 屋外広告物の表示及び設置に関する行為の制限

今後、景観行政団体として県との調整を図り「(仮称)佐渡市屋外広告物条例」の制定について検討します。なお、制定にあたっては、下記の考え方にに基づき、行為の制限を設けます。

【許可基準】

①良好な景観づくり又は風致の維持に関するもの

- ・ 屋外広告物法及び佐渡市屋外広告物条例の規定に基づくものとする。
- ・ 特に景観に配慮すべき地域では、広告物の位置・形状・大きさ・材料・意匠などが周囲の景観と調和するよう配慮すること。
- ・ 色彩は周辺の建物や自然環境との調和や統一を図り、[彩度]6以下を基調とし、その他の色の使用は広告物面積の10%未満とすること。
- ・ ネオンサインその他の照明を使用する広告物は、美観の維持に十分注意し、必要な対策を講じること。

②その他

- ・ 広告物の裏面・側面・脚部など、広告物を表示しない部分についても適用する。

【適用する地域の指定の方針】

- ・ 国定公園区域・県立自然公園区域・名勝指定地・佐渡市歴史的景観条例対象地域を禁止地域とする。
- ・ その他の景観計画区域内の全域を許可地域とする。
- ・ 自家用広告物についても届出対象とする。

第 11 章 景観重要公共施設の整備に関する事項及び占用等の基準

(法第 8 条第 2 項第 5 号ロ、ハ)

1) 景観重要公共施設の整備に関する基本的事項

地域の景観の核となる骨格道路及び河川・公園・港湾などについては、将来の景観重要公共施設の候補とし、良好な景観づくりを図るため、各施設管理者との協議を進めます。

2) 景観重要公共施設として位置づける公共施設

景観重要公共施設に選定する際は、以下の基準に基づきます。

■ 「景観重要道路」の選定基準

イ)道路上及び付帯施設が下記のものに影響を与えられる区間

- ・ 佐渡の歴史や文化の特色を示す景観
- ・ 景勝地など佐渡の風土により形成された美しい自然を伝える景観
- ・ 佐渡の生業の特色を示す景観

ロ) 観光・生活において頻繁に利用されており、多くの人の目に触れる区間

■ 「景観重要河川」の選定基準

イ)河川及び付帯施設が下記のものに影響を与えられる河川

- ・ 佐渡の歴史や文化の特色を示す景観
- ・ 景勝地など佐渡の風土により形成された美しい自然を伝える景観
- ・ 佐渡の生業の特色を示す景観

ロ) 親水空間として位置づけられている河川

■ 「景観重要港湾」の選定基準

イ)港湾の工作物が下記のものに影響を与えられる港湾

- ・ 佐渡の歴史や文化の特色を示す景観
- ・ 景勝地など佐渡の風土により形成された美しい海岸景観
- ・ 佐渡の漁業・養殖業により形成される景観

ロ) 観光・生活において頻繁に利用されており、多くの人の目に触れる港湾

■ 「景観重要海岸」の選定基準

イ)海岸工作物が下記のものに影響を与えると思われる海岸

- ・ 佐渡の歴史や文化の特色を示す景観
- ・ 景勝地など佐渡の風土により形成された美しい海岸景観

ロ) 観光・生活において頻繁に利用されており、多くの人の目に触れる海岸

■ 「景観重要漁港」の選定基準

イ)漁港工作物が下記のものに影響を与えると思われる漁港

- ・ 佐渡の歴史や文化の特色を示す景観
- ・ 佐渡の漁業・養殖業により形成される景観

ロ) 観光・生活において頻繁に利用されており、多くの人の目に触れる漁港

■ 「景観重要公園」の選定基準

イ)公園内に設ける工作物が下記のものに影響を与えると思われる公園

- ・ 佐渡の歴史や文化の特色を示す景観
- ・ 自然環境など佐渡の風土を活かして形成された美しい公園景観

ロ) 観光・生活において頻繁に利用されており、多くの人の目に触れる公園

第 12 章 景観農業振興地域整備計画区域の策定に関する事項

(法第 8 条第 2 項第 5 号二)

1) 基本事項

美しい景観を引き立たせる田園や棚田、農村集落の屋敷林は、地域特有の誇れる景観であり、佐渡の景観形成の上で重要な資源として、その保全に努めていく必要があります。

しかし農村部の過疎化や高齢化などの影響から、農地の管理に支障をきたし、一部農村景観の魅力をなくしつつあるところもみられます。

このため、景観と調和のとれた良好な営農条件の確保を図り、美しい農村景観の保全を図ることを目的とし、景観計画区域内の農業振興地域において景観農業振興地域整備計画を定めます。

景観農業振興地域整備計画を策定するにあたっては、景観と調和のとれた良好な営農条件を確保するために、次の事項を定めることとします。

2) 景観と調和のとれた良好な営農条件を確保するために定める事項

- ・ 景観農業振興地域整備計画の区域
- ・ その区域内における土地の農業上の利用に関する事項
- ・ 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項
- ・ 農用地などの保全に関する事項
- ・ 農業の近代化のための施設の整備に関する事項など

※) 今後、景観農業振興地域整備計画をつくった際には、その基本的事項を付記する。